

兵庫県公報

平成23年11月18日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

人事委員会公告		ページ
○ 職員の給与等に関する報告及び勧告		1

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県人事委員会は、平成23年10月31日、兵庫県議会及び兵庫県知事に対し、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行ったので、次のとおりその全文を公表する。

平成23年11月18日

兵庫県人事委員会
委員長 中 瀬 憲 一

別紙第1

報 告

1 本年の報告及び勧告に当たって

我が国の経済は、本年に入り、足踏み状態から上向きつつあったが、東日本大震災が発生し、サプライチェーンの寸断や電力供給の制約等に伴い、被災地以外にも広く経済的な影響が及び、雇用・賃金情勢は厳しい状況が続いている。

本委員会が、民間給与の実態を精確に把握するために行っている「職種別民間給与実態調査」は、人事院及び他の人事委員会と共同で行っており、本年は東日本大震災の影響を受けたため2か月近く遅れて実施することになった。本調査においても、雇用調整を行っている県内民間事業所の割合は昨年に比べ減少しているものの、本年4月に賃金カット等を実施した事業所の割合が全国値を上回っているなど、依然として厳しい状況が続いている。

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則の下で、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本として行ってきたところである。

人事院は、民間給与の実態をより広く反映させるよう、平成18年に比較対象企業規模を100人以上から50人以上に拡大する等の見直しを行ったほか、平成18年度から実施した給与構造改革において、地域民間賃金の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映等を推進するため、俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革を進めてきた。

本委員会においても、人事院及び他の都道府県人事委員会の状況等を考慮し、民間給与との比較方法の見直しや給与構造改革に取り組んできたところである。

最近の職員給与を見ると、民間賃金の厳しい状況を反映して、平成21年度、平成22年度と、2年連続で月例給と特別給がともに引き下げられ、特別給については、昨年度から、47年ぶりに4か月を割ることとなった。また、財政構造を安定的・持続的なものに転換していくために策定された「新行財政構造改革推進方策」及び「第2次行財政構造改革推進方策」を踏まえ、平成20年4月から、給与の抑制措置が行われている。

本年の報告及び勧告に当たっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与の実態及び民間の従業員の給与を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、約53,200人（市町立学校県費負担教職員約25,000人を含む。）となっている。

また、調査対象外として、企業職員、病院事業職員及び技能労務職員があり、その職員数は約5,400人となっている。

本年実施した「平成23年職員給与実態調査」（平成23年4月現在）による職員の給与等の状況は、次のとおりとなっている。

(1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「第2次行財政構造改革推進」を踏まえた給与抑制措置を受け、給料364,117円、扶養手当10,122円、地域手当23,692円、その他手当28,085円、計426,016円となっている。

そのうち、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、給料343,471円、扶養手当11,309円、地域手当23,613円、その他手当29,751円、計408,144円となっている。

(2) 職員数及び職員構成

職員は、総数53,196人、平均年齢42.7歳、平均経験年数20.6年となっている。男女別構成比は、男性63.7%、女性36.3%、学歴別構成は、大学卒78.3%、短大卒7.1%、高校卒14.6%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.3%、20歳台15.9%、30歳台22.1%、40歳台27.2%、50歳台34.3%、60歳以上0.2%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数8,736人、平均年齢43.7歳、平均経験年数22.1年となっている。

(参考資料 第1 職員給与関係資料 参照)

3 民間の給与等

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所1,787のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した414の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者78職種、約18,500人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況、給与改定の状況や雇用調整の実施状況等についても、引き続き調査した。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で38.1% (昨年29.8%)、高校卒で25.3% (同16.6%) と昨年に比べ、いずれも増加している。

新規学卒者の採用を行った事業所における初任給は、据置き割合が、大学卒では91.9% (昨年89.1%)、高校卒では94.4% (同86.7%) となり、大勢を占めている。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で197,586円、高校卒で158,647円となっており、昨年とほぼ同額となっている。

(給与改定の状況)

本年の県内民間事業所の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は12.2% (昨年13.2%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.9% (同1.5%) と、ともに昨年と比べ僅かに減少している一方、ベースアップの慣行のない事業所の割合は64.7% (同61.2%) と増加している。

定期昇給の実施状況は、別表第2に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期昇給を実施した事業所の割合は81.1% (同79.1%) となっており、昨年に比べ僅かに増加している。昇給額については、昨年に比べ増額となっている事業所の割合が14.8% (同19.4%) と昨年に比べて減少しているのに対して、減額となっている事業所の割合は9.9% (同8.6%) と増加している。

(雇用調整の実施状況等)

平成23年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は、別表第3に示すとおり23.0% (昨年36.4%) と減少しているものの、依然として高い水準となっている。雇用調整の措置内容としては、採用の停止・抑制11.4% (同23.8%)、一時帰休・休業7.0% (同11.9%)、賃金カット5.2% (同8.0%)、部門の整理閉鎖・部門間の配転4.8% (同8.9%) の順となっている。

さらに、本年4月分の給与について賃金カット等を実施した事業所は、別表第4に示すとおり、一般の従業員(係員)については4.9%、管理職(課長級)については6.0%となっており、また当該事業所における平均減額率は、一般の従業員については7.2%、管理職については7.5%となっている。

このように、本年の給与改定の状況及び雇用調整の実施状況等をみると、民間企業においては、依然として厳しい状況が続いている。

(参考資料 第2 民間給与関係資料 参照)

4 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

(公民給与の較差)

前記の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員にあっては行政職、民間従業員にあっては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、責任の度合、学歴、年齢等ごとに給与を加重平均するラスパイレース方式による比較を行った。この結果、別表第5に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与が民間従業員給与を19,402円(4.93%)下回っていることが明らかになった。この較差は、本県において「第2次行財政構造改革推進方策」を踏まえ、給与の抑制措置が講じられていることによる影響が大きく、この措置の影響分を除くと、職員給与は民間従業員給与を1,199円(0.29%)上回っている。

(2) 特別給(賞与等)

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間の特別給(賞与等)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、別表第6に示すとおり、平均所定内給与月額3.97月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数(3.95月)と概ね均衡している。

5 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画県民部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」(事業所規模30人以上)による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ0.1%減少している。一方、所定外給与は3.4%増加しており、これらを合わせた、「きまって支給する給与」は、0.2%の増加となっている。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は0.4%増加している。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、昨年4月に比べて0.6%減少しており、全国の△0.4%より減少率が大きくなっている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯148,390円、3人世帯172,470円、4人世帯196,540円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.4ポイント下回り、4.7%(季節調整値)となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.12ポイント上昇して0.58倍(季節調整値)となっており、全国の0.61倍(同)を若干下回っている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

6 人事院の給与に関する勧告等の概要

人事院は、本年9月30日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告を行い、併せて職員の給与の改定について勧告するとともに、国家公務員制度改革について報告した。また、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

その概要は別表第7のとおりである。

7 職員の給与の改定等

(1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「第2次行財政構造改革推進方策」を踏まえた給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

(2) 給料表等

人事院は、行政職俸給表（一）の引下げ改定に当たって、民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上の職員が在職する号俸以上の号俸を対象に、平均0.2%の引下げについて勧告した。

行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に引下げを勧告した。ただし、医療職俸給表（一）については、医師の処遇確保の観点から引下げ改定を行わないこととした。また、給与構造改革における経過措置額についても引下げを勧告した。

本県の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して改定を行う必要がある。

また、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第39号）附則第4項から第6項までの規定による額を受けている職員の給料（経過措置額）については、給料表の職務の級及び号給ごとの改定率を考慮して改定を行う必要がある。

高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行う必要がある。

なお、医師に係る給与については、平成21年4月から初任給調整手当を引き上げたところであるが、本県の医師と民間の医師の給与較差は依然としてあるため、医師確保の観点から、医師・歯科医師職給料表については、国と同様に改定を行わないことが適当である。

(3) 特別給（賞与等）

前記のとおり、民間における年間支給割合が職員の年間支給月数と概ね均衡していたことから、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととした。

(4) 改定の実施時期等

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、人事院の勧告に準じ、遡及することなく実施する必要がある。

なお、人事院の勧告で、年間給与で民間との均衡を図るために期末手当で行われることとされている調整措置については、国及び本県の実情を考慮し、必要な措置を講じることが適当である。

(5) その他の課題

ア 経過措置額

人事院は、本年の勧告において、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、高齢層職員の給与水準の是正を図るため、給与構造改革における経過措置額について、平成24年4月から段階的に廃止することとしている。

本県においても、経過措置額について、65歳までの段階的な定年の引上げを見据え、国及び他の都道府県の動向並びに本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある。

イ 自宅に係る住居手当

人事院は、一昨年、自宅に係る住居手当の廃止を勧告し、国では既に当該手当は廃止されたところである。

本県においても、一昨年、自宅に係る住居手当について、廃止に向けた見直しを行うよう勧告し、一昨年、昨年と、給料表等の改定とあわせ、引下げを行うよう勧告したところである。国においては、既に制度が廃止されたことから、早期に見直しを行うことが適当であり、引き続き、国及び他の都道府県

の状況を踏まえ、廃止に向けた検討を進める必要がある。

ウ 勤務実績の給与への反映

本委員会は、平成17年の報告において、新たな昇給制度及び勤勉手当制度における勤務実績の給与への反映について、国の制度改正、他の都道府県の動向に配慮しつつ、各任命権者と職員団体をはじめとする関係者が十分に協議し、取り組む必要があると言及したところである。

各任命権者において取組が進められているところであるが、引き続き、取り組んでいく必要がある。

エ 50歳台の公民の給与差への対応

人事院は、本年の報告において、月例給における官民の給与水準は、全体として均衡させているところであるが、年齢別にみると、50歳台において、官民の給与差が相当程度存在している状況にあるため、その要因の一つとなっている給与構造改革における経過措置額について、来年4月から段階的に廃止することとしたが、この措置によっても、50歳台における官民の給与差はなお相当程度残ることが想定されることから、今後の定年の段階的な引上げも見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で、昇格、昇給制度の見直しの検討を進めることとしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

オ 産業構造、組織形態の変化等への対応

人事院は、本年の報告において、近年の民間における産業構造や組織形態の変化等の動きに対応していくため、「職種別民間給与実態調査」の対象となる産業の拡大、職種（役職）の定義や官民比較における対応関係の見直し等について検討を行い、来年以降、必要な対応を行うこととしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

カ 地域間給与配分の見直し

人事院は、本年の報告において、給与構造改革における地域間給与配分の見直しについて、来年以降、東北3県を含む全国データを基に、最終的な検証を行うとしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

8 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活等にも大きな影響を及ぼすものであり、仕事と生活の調和を図る観点からも、超過勤務の縮減や、休暇の取得しやすい職場環境づくりを進める必要がある。このため、本委員会としても、毎年、超過勤務の縮減等の取組について報告してきたところであり、各任命権者においても、超過勤務の上限目標の設定や「ノー残業デー」の設定など様々な取組が進められてきたところであるが、なお長時間にわたる超過勤務のある職場が見受けられるところである。

そのため、任命権者においては、これまでの取組に加え、計画的な業務執行や事務事業の効率化等、事務改善に向けて、昨年度から「総務事務システム」の構築を推進するなど超過勤務の縮減に向けた取組が進められている。

さらに、本年度実施したサマータイム期間においては、「定時退庁日」の拡充や「夏の定時退庁徹底週間」の設定を行うとともに、夏季の政策・予算関連協議の簡略化を図るなどの事務改善に取り組み、期間終了後も引き続き、毎週2日間の定時退庁日を設定し、管理監督職による退庁確認及び施錠等の取組が進められている。

教育委員会においても、平成21年3月に策定した「教職員の勤務時間適正化対策プラン」をより実効性があるものとするため、「学校業務改善モデル事業」を行い、「学校業務改善実践事例集」を作成・配布し、昨年度はこの事例集を参考に学校業務の改善や効率化を推進する「学校業務改善実践校」を指定するなどの取組が進められたところである。本年度は、この実践校等で取り組んだ成果をさらに普及推進し、市町教育委員会が主体的に管内の各学校を支援するシステムを構築するため、「学校業務改善推進教育委員会」を指定し、その成果を全県に発信するとともに、県内全ての小・中学校を実践校として学校の業務改善等を実践していくなどの取組を進め、併せて県立学校においても、各地区における学校業務改善や効率化を

推進する中心校を指定するなどの取組が進められている。

各任命権者においては、今後とも引き続き、事務の効率化を図りつつ、超過勤務の縮減に向けた実効性が上がる取組を進め、勤務時間の縮減を一層推進していく必要がある。

また、年次休暇の取得しやすい職場環境づくりに向けては、事務事業の効率的な執行に加え、年間を通じた計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得など、その取得促進について、管理監督職が率先して、引き続き取り組む必要がある。

(2) 職員の健康管理

職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのないことであり、また、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

そのため、任命権者においては、メンタルヘルス対策として、職場復帰支援のマニュアルの策定、職場復帰支援員の配置等の取組が進められ、昨年度は心の健康を害した職員が減少するなど、一定の成果は見られるものの、引き続き、これらの取組の一層の推進を図る必要がある。

心の健康は、長時間労働等勤務状況、また、チームワークの欠如やパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等の職場での人間関係と深いかわりを持つ場合もあることから、職場全体の課題としての認識のもと、特に、管理監督職は、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の状況を的確に把握するとともに、働きがいのある風通しの良い職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。

また、東日本大震災をはじめとする災害対応に従事した職員については、過労とともに、「惨事ストレス」などのストレス反応を懸念する意見もあることから、十分な配慮を行う必要がある。

(3) 育児休業の取得促進

人事院は、本年の報告において、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、現行制度では、育児休業の期間が1か月以下の場合には休業期間に比して大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、本年12月期の期末手当より、支給割合を減じないための所要の措置を講じることとし、また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図ることが重要であるとしている。

本県においても、平成21年度からの3年を計画期間とする「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画一ひょうごアクション8ー」において、男性職員の育児参加の積極的推進を重点課題として取り組まれているところであり、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

(4) 人材の確保

職員の採用においては、本県の将来を担う能力と意欲、そして夢と高い志を持つ優秀な人材を確保していくことが必要であり、これまでから、受験年齢の見直しや県外会場での試験の実施、人物重視の試験方法への改善を行うとともに、大学説明会や職場見学も含めた職員ガイダンスの実施、リクルーター制度の導入をはじめとする様々な広報活動と併せ、本年度から、採用試験の申込状況の掲載など県ホームページでの情報提供の充実を図ったところである。

今後も引き続き、魅力ある職場づくりとともに、県職員の多様な仕事の魅力や意欲あふれる仕事ぶりについての情報発信や試験方法の改善等に積極的に取り組み、本県が求める人材の確保に努めていく必要がある。

9 高齢期の雇用

人事院は、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくためには、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、60歳を超える職員の給与の抑制や多様な働き方を可能とする措置等を講じながら、定年を段階的に65歳に引き上げるための立法措置を行うよう意見の申出を行ったところである。

本委員会では、昨年、長期的な観点から職員の採用を計画的に行うとともに、長年培われた職員の経験、知識、技能等を活用することも組織の活力維持の上で重要なことから、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく、士気を維持し、職務に専念できるよう定年年齢の引上げについて検討を進める必要があると言及したところである。今回の人事院の意見の申出を踏まえ、本県としても、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、雇用と年金の接続を図り、公務能率を確保しながら、65歳までの段階的な定年年齢の引上げに

向けて、関係法令の改正動向、国や他の都道府県の状況を踏まえ、諸課題について、検討を進めていく必要がある。

10 公務員の労働基本権の在り方

公務員の労働基本権の在り方については、平成20年6月に制定された国家公務員制度改革基本法に基づき、本年6月、国家公務員制度改革関連4法案が国会に提出されたが、人事院は、本年の報告において、改革に当たっては、民間と異なる国家行政や国家公務員の労使関係の特徴を関係者の共通認識としつつ、議論を尽くし、国民の十分な理解と納得を得て進めるべきであるとして、国家公務員制度改革の議論の前提となるべき基本認識を整理するとともに、関連4法案に関する論点を整理し、報告したところである。

一方、地方公務員に関しては、国家公務員制度改革基本法に、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」と規定されていることから、本県においても、引き続き、国及び関連法案の動向に留意する必要がある。

11 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置としての意義を有し、これまでの長年の経緯を経て、県民の理解と支持の下に定着してきたものである。また、給与決定の原則により適切な給与水準を保障することによって、職員の努力や成果に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与してきたところである。

我が国の経済は、全体として、東日本大震災後の落ち込みから持ち直しつつあるものの、欧米経済の先行きへの不安の高まりから円高が進行しており、経済をめぐる環境に厳しさが増している中、多くの企業で引き続き雇用調整等、種々の経営改善努力が行われている。

このような中、本年、人事院は、50歳台の官民の給与差への対応を含めた給与構造改革における経過措置額の廃止等を内容とする勧告に併せて、国家公務員の給与減額支給措置法案が人事院の給与勧告を踏まえることなく国会に提出されたことに対する遺憾の意を表明し、国会での審議が尽くされるよう言及している。

一方、昨今の公務員をめぐる情勢が大きく変化している中、本県においては、組織、定数などの見直しとともに、給与抑制措置が実施されているが、この措置は、議会で議決された行財政構造改革推進条例及び推進方策に基づき、現下の諸情勢を総合的に勘案し、人事委員会勧告制度とは別の観点から提案され、毎年度労使間で十分に協議された上で実施されているもので、国とは事情が異なるが、結果として既に相当期間に及んでおり、職員の士気等に与える影響を懸念する意見もある。

本年の報告及び勧告は、職員にとって非常に厳しい内容となっているところであり、本委員会としては、関係者の努力により、諸条件が整えば、地方公務員法に定める給与決定の原則が尊重されることを期待する。

職員にあっては、県政を取り巻く大きな環境変化の中、県民のため職務に精励されていること、さらに、東日本大震災や台風災害の被災地に対する献身的な支援活動や関西広域連合における防災を中心とした先導的な取組等に深く敬意を表するとともに、高い倫理観と使命感を保ち、職員一丸となって諸課題に意欲的に取り組み、県民の信頼と期待に応えられるよう努められることを改めて要望する。

議会及び知事におかれては、引き続き厳しい環境の下、県民生活の向上を目指し職務に懸命に取り組む職員の士気高揚や、職員が十分に能力発揮できる働きやすい職場環境の整備に配慮されるとともに、勧告制度の意義や役割にも深い理解を示され、本委員会の報告及び勧告について適切に対応されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
	係 員		12.2	22.2	0.9
課 長 級		11.2	15.2	0.9	72.7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
								係 員
課 長 級		71.8	66.2	12.0	9.1	45.1	5.6	28.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	11.4
一 時 帰 休 ・ 休 業	7.0
賃 金 カ ッ ト	5.2
部 門 の 整 理 閉 鎖 ・ 部 門 間 の 配 転	4.8
残 業 の 規 制	2.9
希 望 退 職 者 の 募 集	2.6
転 籍 出 向	2.3
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	0.5
正 社 員 の 解 雇	0.3
ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	0
計	23.0

(注) 1 平成23年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

別表第4 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員		4.9	7.2
課 長 級		6.0	7.5

(注) 平成23年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

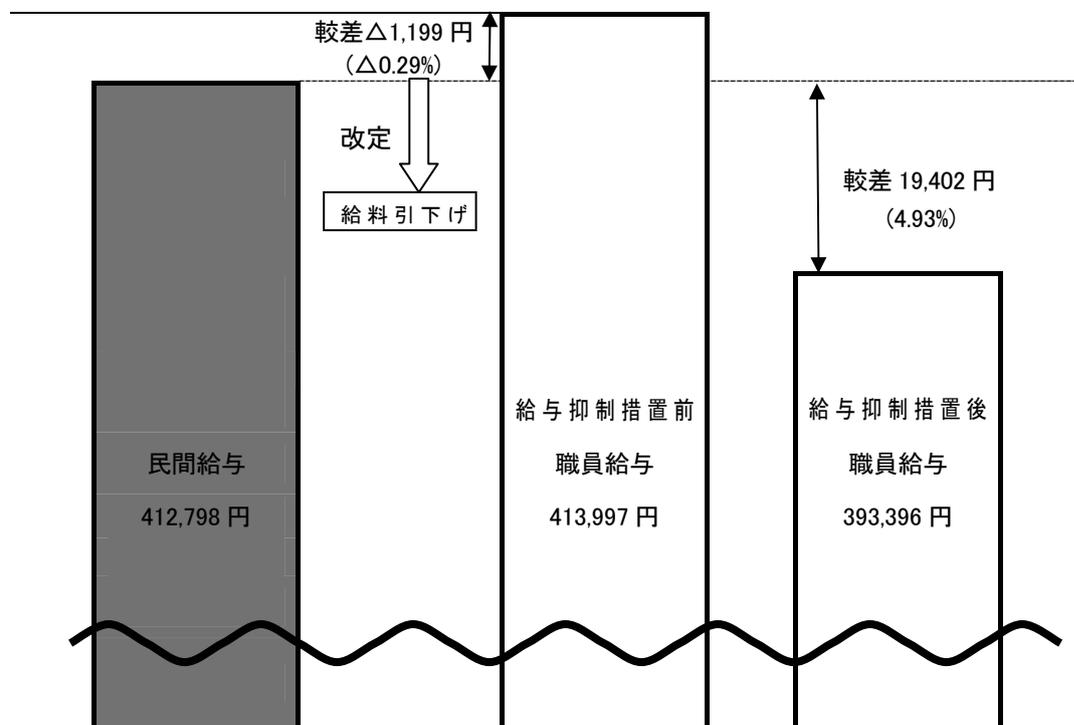
別表第5 給 与 較 差 (行 政 職 関 係)

民間従業員の給与 (A)	412,798円
県職員給与 (B)	413,997円 [393,396円]
較 差 (A)-(B)	△1,199円(△0.29%) [19,402円(4.93%)]

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 []内は第2次行財政構造改革推進方を踏まえた給与抑制措置後の額。

[参考]



別表第6

民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
	下 半 期 (A1)	上 半 期 (A2)		
平均所定内給与額	下 半 期 (A1)	上 半 期 (A2)	373,795円	287,891円
			376,045円	285,807円
特別給の支給額	下 半 期 (B1)		733,114円	460,843円
	上 半 期 (B2)		763,535円	497,213円
特別給の割合	下 半 期 (B1/A1)		1.96月分	1.60月分
	上 半 期 (B2/A2)		2.03月分	1.74月分
	計		3.99月分	3.34月分
年 間 の 平 均			3.97月分	

(注) 1 下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

別表第7 人事院の給与に関する勧告等の概要

1 職員の給与に関する報告・勧告

事 項	概 要
民間給与との比較	(1) 月例給 官民較差 $\Delta 899$ 円 ($\Delta 0.23\%$) (2) 特別給 民間における支給割合 3.99月 (3.987月) ※東北3県を除く。
給与改定の内容	(1) 月例給(俸給表) 50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ(医療職俸給表(一)は除く。) (2) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ (3) 期末・勤勉手当の改定見送り 本年の調査結果によると、東北3県を除いた民間の支給割合は3.99月(3.987月)であるが、過去3年分について東北3県を除いて集計すると0.004月~0.007月分高くなること、東北3県の今夏の特別給の状況は厳しいとみられることから、特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り
給与制度の改定等	(1) 経過措置額の廃止等 ・ 給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額(上限1万円)して支給し、平成25年4月1日に廃止 ・ 経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復。平成24年4月に、36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員を最大1号俸、平成25年4月に、人事院規則で定める年齢に満たない職員を最大1号俸上位に調整 (2) 50歳台の官民の給与差への対応 ・ 定年延長も見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しを検討 (3) 産業構造、組織形態の変化等への対応 ・ 民間における産業構造・組織形態の変化等への対応として民間給与実態調査の対象産業の拡大等を検討 (4) 地域別の民間給与との較差の状況 本年は、東北3県の民間給与実態調査を実施していないため、北海道・東北地域の較差を用いた地域間給与配分の検証を行っていない。来年以降、全国のデータを基に、最終的な検証
国家公務員の給与減額支給措置に対する人事院の考え方	本年6月に内閣から国会に提出された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」について、現行の給与改定の仕組みとの関係、法案提出過程における職員の合意、給与減額支給措置の期間等の観点から人事院の考え方を述べ、国会で審議を尽くしていただきたい旨言及

2 国家公務員制度改革に関する報告

事 項	概 要
<p>国家公務員制度改革の前提となる基本認識</p>	<p>(1) 国家行政の特徴と国家公務員の在り方</p> <p>① 具体的な行政組織、行政の果たすべき任務等は、法律や予算に基づき、国会の民主的コントロールの下に置かれていること</p> <p>② 大臣等と国家公務員との関係は、いわば車の両輪ともいえる関係にあり、適切な役割分担と連携が求められること</p> <p>(2) 国家公務員の労使関係の特徴</p> <p>① 大臣等の使用者としての権能は国会の民主的コントロールを受け、国家公務員の給与等勤務条件は直接の使用者である内閣総理大臣や各省大臣等の決定だけでは完結しないという構造的な特徴が存在</p> <p>② 国家公務員には国民全体の奉仕者としての職務遂行が求められる 国家公務員は、国民全体の奉仕者として、大臣等と一体となり全力で国民のために職務を遂行することが求められること</p> <p>③ 公務における勤務条件決定には利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しない 公務における勤務条件決定では、民間企業の賃金決定における利潤の分配といった枠組みが当てはまらず、また、基本的には倒産などの市場の抑制力という内在的制約が欠如</p>
<p>国家公務員制度改革関連法案に関する論点</p>	<p>(1) 人事行政の公正の確保に関する論点</p> <p>① 採用試験及び研修の公正な実施の確保 採用試験の出題や可否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。また、職員の研修についても、公正な計画・実施のための措置が重要</p> <p>② 幹部職員人事の公正確保 幹部職員の適格性審査に人事公正委員会が適切・実効的に関与することが重要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要</p> <p>(2) 協約締結権付与に関する論点</p> <p>① 協約締結権付与の必要性和国民の利害・得失の明確化 現行制度の問題や国民にとっての具体的利害・得失等が明らかにされる必要</p> <p>② 勤務条件に対する民主的コントロールと当事者能力の確保 勤務条件についての国会の民主的コントロールという憲法上の要請と、内閣の使用者としての当事者能力の確保との間の整合性をどう図るのか適切な制度設計を行う必要</p> <p>③ 複数の労働組合との交渉を通じた勤務条件の決定等 一部の組合に対する仲裁裁定と他の組合との協約の関係を整理する必要。また、非組合員の勤務条件をどう決定するのか整理する必要</p> <p>④ 具体的な労使交渉の在り方 予算の事前調整・民間の給与実態の把握、配分交渉の方法、各府省における労使交渉の体制整備について詰める必要</p> <p>⑤ 仲裁裁定の実効性の確保 法案では仲裁裁定は内閣に対する努力義務とされているが、その実施は最大限確保される必要</p> <p>⑥ 引き続き労働基本権が制約される職員の代償措置 警察職員等の労働基本権制約に対する代償措置の確保が必要</p>
<p>国家公務員制度改革基本法に定める課題等についての取組</p>	<p>(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進 能力・実績に基づく人事管理の推進のため、採用試験の再編、体系的人材育成、ポスト在任期間の確保、競争的かつ公正な選抜手続の整備等に取り組む。人事評価制度の適切な運用を支援</p> <p>(2) 職員の勤務環境の整備 男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し。超過勤務縮減のための政府全体としての取組や東日本大震災の惨事ストレス対応を含めた心の健康づくり対策を推進</p>

3 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出

事 項	概 要
検討の背景	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは無収入となる期間が発生。雇用と年金の接続は官民共通の課題
段階的な定年の引上げの必要性	<ul style="list-style-type: none"> 定年の引上げにより対応する場合、雇用と年金の接続が確実に図られるほか、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、また、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能 民間企業での取組に留意し、60歳以降の給与の抑制、組織活力維持のための方策等を講じながら段階的に定年を引き上げることで、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくことが適当
段階的な定年の引上げのための具体的措置	<p>(1) 段階的な定年の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成37年度に65歳定年とする。 段階的な定年の引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間について、再任用制度の活用の拡大を通じて65歳までの雇用を確保 <p>(2) 60歳を超える職員の給与制度の設計</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間給与は60歳前の70% 定年の引上げに当たり、60歳前後で同じ職務を行う場合であっても、同一の職務の級を適用した上で、各職務の級における所定の俸給の幅も考慮しつつ、60歳台前半層の民間企業従業員の年間所得等を踏まえて60歳前より低い水準に設定することは、職務給の考え方も整合 60歳台前半層の民間企業従業員の年間所得が60歳前の年間給与の約70%であることを踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳に達した日の属する年度の翌年度から、60歳前の70%に設定 具体的には、俸給月額を一定程度確保（60歳前の73%）することとし、その分ボーナスの年間支給月数を60歳前の職員に比べて引下げ（年間3.00月分） 60歳を超える職員は昇給しない。諸手当は基本的に60歳前と同様の手当を支給 医療職（一）等は、60歳以降も現在と同様の給与制度を適用 <p>(3) 組織活力の維持のための方策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 役職定年制の導入 <ul style="list-style-type: none"> 管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるまでの間の当分の間の措置として、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が現行の定年である60歳に達した場合に他の官職に異動させることとする役職定年制を導入 役職定年により異動した職員の俸給は、役職定年による異動前に受けていた号俸の俸給月額の73%とする ② 短時間勤務制の導入 <ul style="list-style-type: none"> 60歳を超える職員の多様な働き方を実現するため、短時間勤務を希望する職員を短時間勤務ポストに異動させることを可能とし、これにより若年・中堅層の採用・昇進機会を確保 ③ 能力・実績に基づく人事管理の徹底と職員のキャリア支援 <ul style="list-style-type: none"> 職員の能力・業績の的確な把握、短時間で頻繁に異動させる人事運用の見直し、年次的な昇進管理の打破等、能力・実績に基づく人事管理を徹底。また、職員の専門性を強化
定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策	<ul style="list-style-type: none"> 公務内外で職員の能力・経験を活用する観点から、専門スタッフ職等の整備、人事交流機会の拡充を図るとともに、自発的な早期退職を支援する退職手当上の措置、定年引上げ期間中も安定的な新規採用を可能とするための定員上の経過措置等を講ずることについて、政府全体での検討が必要 加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職務に従事する職員の定年の引上げに関し、その職務の特殊性を踏まえた条件整備や所要の措置の検討が必要

別紙第2

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

1 改定の内容

- (1) 給料表を別記のとおり改定すること。
- (2) 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第39号）附則第4項から第6項までの規定による額を受けている職員の給料については、給料表の職務の級及び号給ごとの改定率を考慮して改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

別記 行 政 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の 級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	215,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	136,700	187,600	217,500	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	137,900	189,400	219,400	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	139,000	191,200	221,200	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	140,100	192,800	222,900	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	141,200	194,600	224,800	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	142,300	196,400	226,700	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	143,400	198,200	228,500	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	144,500	200,000	230,200	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	145,900	201,800	232,100	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	147,200	203,600	234,000	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	148,500	205,400	235,800	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	149,800	207,000	237,500	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	151,300	208,900	239,400	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	152,800	210,800	241,200	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	154,400	212,700	243,100	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	155,700	214,600	244,900	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	157,200	216,500	246,800	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	158,700	218,400	248,600	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	160,200	220,300	250,400	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	161,600	222,000	252,200	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	164,300	223,900	254,200	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	166,900	225,800	256,200	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	169,500	227,700	258,200	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	172,200	229,300	260,100	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	173,900	231,100	262,000	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	175,600	232,800	263,900	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	177,300	234,600	265,700	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	178,800	236,100	267,700	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
	30	180,600	237,600	269,600	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
	31	182,400	239,100	271,500	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
	32	184,200	240,600	273,400	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
	33	185,800	242,100	275,300	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
	34	187,300	243,600	277,200	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
	35	188,800	245,100	279,100	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
	36	190,300	246,700	281,000	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
	37	191,600	248,000	282,700	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
	38	192,900	249,600	284,600	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
	39	194,200	251,200	286,500	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
	40	195,500	252,800	288,400	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
	41	196,900	254,200	290,100	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
	42	198,200	255,600	291,900	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	538,600	
	43	199,500	257,000	293,700	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	539,500	
	44	200,800	258,400	295,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	540,400	
	45	202,000	259,700	297,400	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	541,300	
	46	203,300	261,100	299,100	353,100	374,300	402,100	445,000	478,900		
	47	204,600	262,500	300,800	354,600	375,200	402,800	445,800	479,700		
	48	205,900	263,900	302,500	356,100	376,100	403,500	446,600	480,500		
	49	207,100	265,200	304,200	357,800	377,100	404,200	447,200	481,300		
	50	208,200	266,400	305,900	358,700	377,900	404,900	448,000			
	51	209,300	267,700	307,600	359,900	378,700	405,600	448,800			
	52	210,400	269,000	309,300	360,900	379,500	406,300	449,600			
	53	211,600	270,100	310,600	361,800	380,200	407,100	450,200			
	54	212,600	271,400	312,200	362,900	380,900	407,800	451,000			
	55	213,600	272,700	313,800	363,900	381,600	408,500	451,800			
	56	214,600	274,000	315,400	365,000	382,300	409,200	452,600			
	57	215,400	275,200	317,100	365,900	382,900	409,800	453,200			
	58	216,400	276,300	318,700	366,600	383,500	410,500	454,000			
	59	217,300	277,400	320,300	367,300	384,200	411,200	454,800			
	60	218,300	278,500	321,900	368,000	384,900	411,900	455,600			

再任用職員以外の職員

61	219,200	279,700	323,400	368,500	385,400	412,500	456,200			
62	220,200	280,700	324,600	369,100	386,100	413,200	457,000			
63	221,200	281,700	325,800	369,800	386,800	413,900	457,800			
64	222,200	282,700	327,000	370,500	387,500	414,600	458,600			
65	223,000	283,500	327,800	370,900	388,000	414,900	459,200			
66	224,000	284,400	328,700	371,600	388,700	415,500				
67	225,000	285,300	329,500	372,300	389,400	416,200				
68	226,100	286,200	330,300	373,000	390,100	416,900				
69	226,900	287,200	331,200	373,500	390,500	417,400				
70	227,700	288,000	331,700	374,200	391,200	418,100				
71	228,500	288,800	332,500	374,900	391,900	418,800				
72	229,300	289,600	333,300	375,600	392,600	419,500				
73	230,100	290,400	334,100	376,100	392,900	420,000				
74	230,800	290,900	334,800	376,800	393,600	420,700				
75	231,500	291,400	335,500	377,500	394,300	421,400				
76	232,200	291,900	336,200	378,200	395,000	422,100				
77	233,000	292,000	336,700	378,600	395,400	422,600				
78	233,800	292,400	337,300	379,200	396,100	423,300				
79	234,600	292,600	337,900	379,800	396,800	424,000				
80	235,400	293,000	338,500	380,400	397,500	424,700				
81	236,100	293,200	338,800	380,900	398,000	425,200				
82	236,800	293,500	339,300	381,500	398,700					
83	237,500	293,900	339,800	382,100	399,400					
84	238,200	294,200	340,300	382,700	400,100					
85	239,000	294,500	340,700	383,300	400,600					
86	239,700	294,800	341,200	383,900	401,300					
87	240,400	295,100	341,700	384,500	402,000					
88	241,100	295,500	342,200	385,100	402,700					
89	241,900	295,800	342,700	385,800	403,200					
90	242,400		343,200		403,900					
91	242,900		343,700		404,600					
92	243,400		344,200		405,300					
93	243,700		344,600		405,800					
94			345,100							
95			345,600							
96			346,100							
97			346,300							
98			346,800							
99			347,300							
100			347,800							
101			347,900							
102			348,400							
103			348,900							
104			349,400							
105			349,700							
106			350,100							
107			350,500							
108			350,900							
109			351,400							
110			351,800							
111			352,200							
112			352,600							
113			353,100							
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級								
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用職員以外の職員	再任用職員	備考 1	備考 2				
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100		
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000		
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900		
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800		
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300	65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700		
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100	66	251,200	312,700	387,300	441,400			
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900	67	252,600	313,800	388,100	442,300			
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600	68	254,000	314,900	388,900	443,200			
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300	69	255,300	316,100	389,500	443,800			
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100	70	256,800	317,200	390,200	444,700			
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900	71	258,300	318,300	390,900	445,600			
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700	72	259,800	319,400	391,600	446,500			
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600	73	261,200	320,300	392,300	447,200			
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400	74	262,600	321,400	393,000	448,100			
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200	75	264,000	322,500	393,700	449,000			
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000	76	265,400	323,600	394,400	449,900			
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500	77	266,500	324,700	395,200	450,600			
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100	78	267,800	325,700	395,800				
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700	79	269,100	326,700	396,500				
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300	80	270,400	327,700	397,200				
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900	81	271,800	328,800	397,900				
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500	82	273,100	329,600	398,600				
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100	83	274,400	330,300	399,300				
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700	84	275,700	331,100	400,000				
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100	85	276,900	331,700	400,500				
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600	86	278,200	332,200	401,200				
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200	87	279,500	332,700	401,900				
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700	88	280,800	333,200	402,600				
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200	89	281,900	333,500	403,000				
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800	90	283,100	334,000	403,700				
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400	91	284,300	334,500	404,400				
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000	92	285,500	335,000	405,100				
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300	93	286,600	335,300	405,500				
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800	94	287,600	335,800					
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300	95	288,600	336,300					
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800	96	289,600	336,800					
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300	97	290,200	337,400					
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800	98	291,100						
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300	99	292,000						
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800	100	292,900						
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200	101	293,800						
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500	102	294,500						
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800	103	295,200						
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100	104	295,900						
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100	105	296,700						
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700	106	297,200						
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300	107	297,700						
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900	108	298,200						
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600	109	298,400						
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100								
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500								
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000								
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300								
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500								
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700								
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900								
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000								
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000								
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000								
	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000								
							再任用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800		

備考 1 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の5級の46号給から65号給までの号給は、試験場、研究所等の長で人事委員会規則で定めるものみに適用する。

看 護 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
再	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
任	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
用	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
職	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
員	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
以	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
外	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
の	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
職	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
員	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	

61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200	
94	283,600	317,800	352,300	371,200	400,700	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	401,300	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	401,900	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	402,400	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	402,900	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	403,500	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	404,100	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	404,600	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	405,100	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	405,700	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	406,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	406,800	
106	293,400	324,700	358,500	377,400		
107	293,900	325,200	359,000	377,900		
108	294,400	325,700	359,500	378,400		
109	294,600	326,100	360,000	379,000		
110	295,000	326,500	360,500	379,500		
111	295,200	326,900	361,000	380,000		
112	295,600	327,300	361,500	380,500		
113	295,900	327,700	362,000	381,100		
114	296,200	328,100	362,500	381,600		
115	296,600	328,500	363,000	382,100		
116	296,900	328,800	363,400	382,600		
117	297,200	329,100	363,800	383,200		
118	297,500	329,500	364,300	383,700		
119	297,800	329,900	364,800	384,200		
120	298,200	330,300	365,300	384,700		

再
任
用
職
員
以
外
の
職
員

	121	298,500	330,500	365,700	385,300			
	122	298,900	330,900	366,200	385,800			
	123	299,300	331,300	366,700	386,300			
	124	299,700	331,700	367,200	386,800			
	125	299,900	331,900	367,600	387,400			
	126	300,200	332,200	368,100	387,900			
	127	300,600	332,600	368,600	388,400			
	128	301,000	332,900	369,100	388,900			
	129	301,200	333,000	369,500	389,500			
	130	301,600	333,400	370,000	390,000			
	131	302,000	333,800	370,500	390,500			
	132	302,400	334,200	371,000	391,000			
	133	302,600	334,500	371,400	391,600			
	134	303,000	334,900	371,900	392,100			
	135	303,400	335,300	372,400	392,600			
	136	303,800	335,700	372,900	393,100			
	137	304,000	336,000	373,300	393,700			
	138	304,300	336,400					
	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	305,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
再任用職員以外の職員	143	306,100	338,300					
	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900	339,400					
	147	307,300	339,800					
	148	307,700	340,200					
	149	307,900	340,500					
	150	308,200	340,900					
	151	308,500	341,300					
	152	308,800	341,700					
	153	309,200	342,000					
	154	309,500	342,400					
	155	309,700	342,800					
	156	310,000	343,200					
	157	310,400	343,500					
	158	310,700	343,900					
	159	311,000	344,300					
	160	311,300	344,700					
	161	311,700	345,000					
	162	312,000	345,400					
	163	312,300	345,800					
	164	312,600	346,200					
	165	313,000	346,500					
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
	170	314,600						
	171	314,900						
	172	315,200						
	173	315,600						
	174	315,900						
	175	316,200						
	176	316,500						
	177	316,900						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	487,000
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	487,800
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	488,600
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100	489,200
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800	490,000
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500	490,800
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200	491,600
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900	492,200
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700	

61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400
62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400	467,000
63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000	467,700
64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600	468,400
65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100	469,100
66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700	469,700
67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300	470,400
68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900	471,100
69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600	471,800
70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200	472,400
71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800	473,100
72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400	473,800
73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000	474,500
74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600	475,100
75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200	475,800
76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800	476,500
77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500	477,200
78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500	454,100	
79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100	454,700	
80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700	455,300	
81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200	456,000	
82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800	456,600	
83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400	457,200	
84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000	457,800	
85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600	458,500	
86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600	434,200	459,100	
87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200	434,800	459,700	
88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700	435,400	460,300	
89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300	436,000	461,000	
90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900	436,600	461,600	
91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500	437,200	462,200	
92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100	437,800	462,800	
93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700	438,400	463,500	
94	302,800	327,000	354,000	388,600	424,300	439,000		
95	304,100	328,400	355,500	389,200	424,900	439,600		
96	305,400	329,800	357,000	389,800	425,500	440,200		
97	306,500	331,000	358,400	390,300	426,100	440,800		
98	307,700	332,300	359,600	390,900	426,700	441,400		
99	308,900	333,600	360,700	391,500	427,300	442,000		
100	310,100	334,900	361,900	392,100	427,900	442,600		
101	311,300	336,300	363,100	392,500	428,500	443,200		
102	312,400	337,400	364,200	393,100	429,100			
103	313,500	338,600	365,400	393,700	429,700			
104	314,600	339,800	366,600	394,300	430,300			
105	315,400	340,900	367,800	394,600	430,900			
106	316,000	342,000	368,400	395,100				
107	316,600	343,100	369,000	395,600				
108	317,300	344,200	369,600	396,100				
109	317,800	345,400	370,300	396,400				
110	318,400	346,400	370,900	396,900				
111	319,000	347,400	371,500	397,400				
112	319,600	348,400	372,100	397,900				
113	320,400	349,300	372,600	398,200				
114	321,100	350,300	373,200	398,700				
115	321,800	351,300	373,800	399,200				
116	322,600	352,300	374,400	399,700				
117	323,200	353,400	374,800	400,100				
118	324,000	354,000	375,400	400,600				
119	324,800	354,600	376,000	401,100				
120	325,600	355,200	376,600	401,600				

再
任
用
職
員
以
外
の
職
員

	121	326,200	355,700	376,700	402,000					
	122	326,700	356,200	377,300	402,500					
	123	327,200	356,700	377,900	403,000					
	124	327,700	357,200	378,500	403,500					
	125	328,000	357,700	379,000	403,900					
	126	328,500	358,200	379,500	404,400					
	127	329,000	358,700	380,000	404,900					
	128	329,500	359,200	380,500	405,400					
	129	329,800	359,600	380,800	405,800					
	130	330,300	360,100	381,300	406,300					
	131	330,800	360,500	381,800	406,800					
	132	331,300	361,000	382,300	407,300					
	133	331,600	361,200	382,600	407,700					
	134		361,700	383,100	408,200					
	135		362,200	383,500	408,700					
	136		362,700	384,000	409,200					
再任用職員以外の職員	137		363,000	384,300	409,600					
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200	386,600						
	143		365,700	387,100						
	144		366,200	387,600						
	145		366,500	387,900						
	146		367,000	388,400						
	147		367,500	388,900						
	148		368,000	389,400						
	149		368,300	389,700						
	150		368,800	390,200						
	151		369,300	390,700						
	152		369,800	391,200						
	153		370,100	391,500						
	154		370,600	392,000						
	155		371,100	392,500						
	156		371,600	393,000						
	157		371,900	393,300						
	158		372,400							
	159		372,900							
	160		373,400							
	161		373,700							
	162		374,200							
	163		374,700							
	164		375,200							
	165		375,500							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級					
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円					
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	204,600	265,400	316,200	408,000	61	331,400	401,700	438,500	534,700
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	62	332,500	403,200	439,500	535,700
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	63	333,600	404,700	440,600	536,700
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	64	334,700	406,200	441,700	537,700
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	65	335,700	407,200	442,600	538,500
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	66	336,800	408,300	443,600	539,400
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	67	337,900	409,400	444,600	540,300
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	68	339,000	410,500	445,600	541,200
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	69	340,000	411,500	446,600	542,100
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	70	341,100	412,400	447,600	542,900
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	71	342,200	413,300	448,600	543,800
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	72	343,300	414,100	449,600	544,700
	13	231,700	300,200	357,500	437,200	73	344,000	415,000	450,700	545,600
	14	234,100	302,800	360,000	439,500	74	345,000	415,900	451,700	546,500
	15	236,500	305,300	362,600	441,900	75	346,000	416,700	452,700	547,400
	16	238,900	307,800	365,200	444,200	76	347,000	417,600	453,700	548,300
	17	241,100	310,200	367,900	446,600	77	348,100	418,300	454,600	549,200
	18	244,200	313,000	370,200	449,000	78	349,100	418,900	455,200	550,100
	19	247,300	315,800	372,500	451,400	79	350,100	419,500	455,900	551,000
	20	250,400	318,600	374,800	453,800	80	351,100	420,100	456,600	551,900
	21	253,500	321,200	377,000	456,300	81	352,100	420,400	457,400	552,800
	22	256,600	324,000	379,100	458,700	82	353,100	421,000	458,100	553,700
	23	259,700	326,800	381,200	461,100	83	354,100	421,600	458,800	554,600
	24	262,800	329,600	383,300	463,500	84	355,100	422,200	459,500	555,500
	25	265,800	332,100	385,300	465,500	85	355,700	422,600	460,000	556,400
	26	268,800	334,600	387,200	467,700	86	356,300	423,200	460,700	557,300
	27	271,800	337,100	389,100	469,900	87	356,900	423,800	461,400	558,200
	28	274,800	339,600	391,000	472,100	88	357,500	424,400	462,100	559,100
	29	277,800	342,000	393,000	474,300	89	358,200	424,900	462,600	560,000
	30	280,500	344,200	394,800	476,600	90	358,700	425,500	463,300	
	31	283,200	346,400	396,600	478,800	91	359,100	426,100	464,000	
	32	285,900	348,600	398,400	481,000	92	359,600	426,700	464,700	
	33	288,500	350,900	400,200	483,000	93	360,100	427,000	465,200	
	34	291,400	353,200	402,000	485,200	94	360,500	427,500	465,900	
	35	294,200	355,500	403,800	487,500	95	361,000	428,000	466,600	
	36	297,000	357,800	405,600	489,800	96	361,500	428,500	467,300	
	37	299,800	359,900	407,200	492,000	97	362,100	429,100	467,800	
	38	302,100	362,000	408,900	494,000	98	362,600	429,600	468,500	
	39	304,400	364,100	410,600	496,000	99	363,100	430,100	469,200	
	40	306,700	366,100	412,300	498,000	100	363,600	430,600	469,900	
	41	308,900	368,100	413,700	500,100	101	364,000	431,000	470,400	
	42	310,100	370,000	415,300	502,000	102	364,500	431,500	471,100	
	43	311,300	371,900	416,900	503,900	103	365,000	432,000	471,800	
	44	312,500	373,800	418,500	505,800	104	365,500	432,500	472,500	
	45	313,600	375,800	419,900	507,800	105	366,000	433,100	473,000	
	46	314,800	377,600	421,500	509,600	106	366,500		473,700	
	47	316,000	379,400	423,100	511,500	107	367,000		474,400	
	48	317,200	381,200	424,700	513,400	108	367,500		475,100	
	49	318,200	383,100	426,300	515,200	109	368,100		475,600	
	50	319,300	384,900	427,600	517,000	110	368,600			
	51	320,400	386,700	428,900	518,900	111	369,100			
	52	321,500	388,500	430,200	520,800	112	369,600			
	53	322,700	389,900	431,000	522,700	113	370,200			
	54	323,800	391,400	432,000	524,400	114	370,700			
	55	324,900	392,900	432,900	526,100	115	371,200			
	56	326,000	394,500	433,800	527,800	116	371,700			
	57	327,100	395,900	434,800	529,500	117	372,100			
	58	328,200	397,300	435,700	530,800	118	372,600			
	59	329,300	398,800	436,700	532,100	119	373,100			
	60	330,300	400,300	437,600	533,400	120	373,600			

再任用職員以外の職員	121	373,900			
	122	374,400			
	123	374,900			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,300			
	129	377,800			
	再任用職員		285,600	297,400	319,700

備考 この表は、県立大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級									
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員					
	1	148,800	164,400	265,800	330,600	422,000					61	257,000	306,600	397,000	440,800
	2	150,300	166,500	268,400	332,900	423,800					62	258,600	309,100	398,500	442,400
	3	151,800	168,600	270,900	335,200	425,600					63	260,200	311,600	400,000	443,900
	4	153,300	170,800	273,400	337,500	427,400					64	261,700	314,100	401,600	445,500
	5	154,900	172,800	275,900	339,800	429,100					65	263,200	316,500	403,000	447,200
	6	156,800	175,000	278,500	342,100	430,700					66	264,900	318,700	404,100	448,700
	7	158,600	177,200	281,100	344,400	432,600					67	266,500	320,900	405,300	450,300
	8	160,400	179,400	283,700	346,700	434,500					68	268,200	323,100	406,600	451,900
	9	162,200	181,700	286,200	348,900	436,300					69	269,700	325,400	407,800	453,500
	10	164,300	184,500	288,800	351,100	438,100					70	271,200	327,600	409,000	455,100
	11	166,300	187,200	291,500	353,300	440,000					71	272,700	329,800	410,300	456,700
	12	168,300	189,900	294,200	355,500	441,900					72	274,200	331,900	411,600	458,300
	13	170,300	192,800	296,900	357,700	443,600					73	275,500	334,100	412,500	459,800
	14	172,500	194,500	299,800	359,700	445,500					74	276,900	336,300	413,700	460,800
	15	174,700	196,200	302,700	361,800	447,400					75	278,300	338,500	414,900	461,800
	16	176,900	197,900	305,600	363,900	449,300					76	279,700	340,700	416,100	462,800
	17	179,200	199,700	308,400	365,900	451,100					77	281,100	342,900	417,200	463,600
	18	181,800	201,400	311,100	367,900	453,000					78	282,300	345,100	418,200	464,600
	19	184,300	203,100	313,800	369,900	454,900					79	283,500	347,300	419,200	465,600
	20	186,800	204,800	316,500	371,900	456,800					80	284,700	349,500	420,200	466,600
	21	189,300	206,600	319,200	374,000	458,400					81	286,000	351,500	421,300	467,400
	22	191,000	208,500	321,500	376,000	460,300					82	287,200	353,600	422,200	468,400
	23	192,700	210,400	323,800	378,000	462,200					83	288,400	355,700	423,100	469,400
	24	194,400	212,300	326,100	380,000	464,000					84	289,600	357,800	424,000	470,400
	25	195,900	214,000	328,200	381,600	465,700					85	290,900	359,600	424,700	471,200
	26	197,600	216,000	330,400	383,500	467,400					86	292,100	361,500	425,500	472,200
	27	199,300	218,000	332,700	385,400	469,100					87	293,300	363,500	426,400	473,200
	28	201,000	220,000	335,000	387,300	470,800					88	294,500	365,400	427,200	474,200
	29	202,500	221,900	337,100	389,200	472,600					89	295,700	367,400	427,900	475,000
	30	204,200	224,600	339,400	391,200	474,300					90	296,900	369,100	428,400	476,000
	31	205,900	227,300	341,700	393,200	475,900					91	298,100	370,800	428,900	477,000
	32	207,600	230,000	344,000	395,200	477,600					92	299,300	372,500	429,500	478,000
	33	209,200	232,800	346,100	397,100	479,300					93	300,100	374,200	429,900	478,800
	34	211,000	235,700	348,300	398,800	480,300					94	301,300	375,700	430,500	
	35	212,800	238,600	350,500	400,500	481,300					95	302,500	377,200	431,100	
	36	214,600	241,500	352,700	402,300	482,300					96	303,700	378,700	431,700	
	37	216,300	244,300	354,700	403,500	483,400					97	304,700	379,800	432,100	
	38	218,100	247,100	356,800	405,000	484,400					98	305,800	381,200	432,600	
	39	219,900	249,900	358,900	406,400	485,400					99	306,900	382,600	433,100	
	40	221,700	252,700	361,000	407,900	486,400					100	308,000	384,000	433,600	
	41	223,600	255,500	363,200	409,600	487,500					101	308,900	385,300	434,100	
	42	225,400	258,100	365,300	411,000	488,500					102	310,000	386,600	434,600	
	43	227,200	260,700	367,300	412,400	489,500					103	311,100	387,900	435,100	
	44	229,000	263,300	369,400	414,000	490,500					104	312,200	389,200	435,600	
	45	230,900	265,700	371,000	415,700	491,600					105	312,800	390,600	436,200	
	46	232,600	268,300	372,800	417,000	492,600					106	313,700	391,800	436,700	
	47	234,300	270,800	374,600	418,600	493,600					107	314,500	393,100	437,200	
	48	236,000	273,300	376,400	420,200	494,600					108	315,300	394,400	437,700	
	49	237,600	275,800	378,200	421,900	495,700					109	316,200	395,800	438,300	
	50	239,300	278,400	379,800	423,300	496,700					110	316,700	396,800	438,800	
	51	241,000	281,000	381,400	424,900	497,700					111	317,200	397,900	439,300	
	52	242,700	283,600	383,000	426,500	498,700					112	317,700	399,000	439,800	
	53	244,100	286,100	384,700	428,200	499,800					113	318,300	399,900	440,400	
	54	245,800	288,700	386,400	429,700	500,800					114	318,800	400,900	440,900	
	55	247,400	291,200	388,100	431,300	501,800					115	319,300	402,000	441,400	
	56	249,100	293,700	389,800	432,900	502,800					116	319,800	403,100	441,900	
	57	250,600	296,000	391,000	434,500	503,900					117	320,400	403,900	442,500	
	58	252,200	298,700	392,500	436,100						118	320,900	404,900	443,000	
	59	253,800	301,400	394,000	437,600						119	321,400	405,900	443,500	
	60	255,400	304,100	395,500	439,200						120	321,900	406,900	444,000	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	121	322,400	407,800	444,600		
	122	322,800	408,700			
	123	323,300	409,600			
	124	323,800	410,500			
	125	324,400	411,100			
	126	324,800	411,900			
	127	325,200	412,700			
	128	325,600	413,500			
	129	325,900	414,300			
	130	326,300	415,100			
	131	326,700	415,800			
	132	327,100	416,600			
	133	327,300	417,200			
	134	327,500	417,700			
	135	327,800	418,200			
	136	328,100	418,700			
	137	328,400	419,100			
	138	328,600	419,600			
	139	328,900	420,100			
140	329,200	420,600				
141	329,400	421,000				
142	329,700	421,500				
143	330,000	422,000				
144	330,300	422,500				
145	330,600	422,900				
146	330,900	423,400				
147	331,200	423,900				
148	331,500	424,400				
149	331,700	424,800				
150	331,900	425,300				
151	332,200	425,800				
152	332,500	426,300				
153	332,700	426,700				
154	333,000	427,200				
155	333,300	427,700				
156	333,600	428,200				
157	333,800	428,600				
158	334,100	429,100				
159	334,400	429,600				
160	334,700	430,100				
161	334,900	430,500				
162	335,200	431,000				
163	335,500	431,500				
164	335,800	432,000				
165	336,000	432,400				
166	336,300	432,900				
167	336,600	433,400				
168	336,900	433,900				
169	337,100	434,300				
再任用 職員		234,000	277,500	305,100	335,400	421,200

備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

	121		396,300	434,400		
	122		397,100	435,000		
	123		397,900	435,600		
	124		398,700	436,200		
	125		399,400	436,800		
	126		400,100			
	127		400,800			
	128		401,500			
	129		402,200			
	130		402,900			
	131		403,600			
	132		404,300			
	133		404,600			
	134		405,200			
	135		405,800			
	136		406,400			
	137		406,800			
	138		407,400			
	139		408,000			
再	140		408,600			
任	141		409,000			
用	142		409,600			
職	143		410,200			
員	144		410,800			
以	145		411,200			
外	146		411,800			
の	147		412,400			
職	148		413,000			
員	149		413,400			
	150		414,000			
	151		414,600			
	152		415,200			
	153		415,600			
	154		416,200			
	155		416,800			
	156		417,400			
	157		417,800			
	158		418,400			
	159		419,000			
	160		419,600			
	161		420,000			
	162		420,600			
	163		421,200			
	164		421,800			
	165		422,200			
	166		422,800			
	167		423,400			
	168		424,000			
	169		424,400			
	170		425,000			
	171		425,600			
	172		426,200			
	173		426,600			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

任 期 付 研 究 員 給 料 表

第 1 号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

職員の給与等に関する報告及び勧告

参 考 資 料

平 成 23 年

兵 庫 県 人 事 委 員 会

- 目 次 -

第 1 職員給与関係資料

職員給与実態調査の概要	34
第1表 職員の給料表別給与	35
第2表 職員の給料表別・学歴別人員構成比・平均年齢及び平均経験年数	36
第3表 職員の給料表別・学歴別・性別人員及び性別構成比	36
第4表 職員の給料表別・年齢別人員分布	37
第5表 職員の給料表別・職務の級別・年齢別人員・平均給料額	38
第6表 職員の給料表別・職務の級別・号給別人員分布	49
第7表 職員の主な手当受給者の種類別の人員・1人当たり平均手当月額	65
第8表 職員の扶養手当受給者の給料表別人員及び支給区分別扶養親族数	65
第9表 職員の地域手当受給者の給料表別・地域区分別人員分布	66
第10表 職員の住居手当受給者（借家等居住者）の給料表別・家賃等負担額階層別人員分布及び平均手当月額並びに住居手当受給者（自宅居住者）の給料表別人員	66
第11表 職員の通勤手当受給者（交通機関等利用者）の給料表別・運賃等負担額階層別人員分布及び平均運賃等負担額	67
第12表 職員の通勤手当受給者（交通用具使用者）の給料表別・交通用具使用距離階層別人員分布	68

第 2 民間給与関係資料

職種別民間給与実態調査の概要	69
第13表 産業別・企業規模別調査事業所数	70
第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	71
第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	72
第16表 民間における初任給の改定状況	77
第17表 民間における定期昇給制度の状況	77
第18表 民間における家族手当の支給状況	77
第19表 民間における住宅手当の支給状況	78
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	78
第21表 民間における月45時間を超え月60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	78
第22表 民間における交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況	79

第 3 生計費関係資料

第23表 神戸市における費目別・世帯人員別標準生計費（平成23年4月）	81
-------------------------------------	----

第 4 労働経済関係資料

第24表 民間給与等の推移	82
第25表 鉱工業生産指数等の推移	84

第1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成23年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

本年4月1日現在に在職する職員。ただし、技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。

3 調査事項

- (1) 給 料
 - ア 年 齢
 - イ 学 歴
 - ウ 経験年数
 - エ 適用給料表及び職務の級、号給
- (2) 諸 手 当
 - ア 扶養手当
 - イ 地域手当
 - ウ 住居手当
 - エ 通勤手当
 - オ 管理職手当
 - カ その他の手当
- (3) そ の 他
 - ア 家賃又は部屋代負担額
 - イ 交通機関等の運賃等負担額
 - ウ 交通用具の使用距離

第1表 職 員 の 給 料 表 別 給 与

給料表	給与総額	内 訳						
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当
行政職	円 3,565,546,919	円 3,000,563,228	円 98,792,000	円 206,284,165	円 37,965,300	円 132,732,864	円 67,284,880	円 21,924,482
研究職	104,115,398	87,311,968	3,144,500	5,234,570	1,313,300	4,155,112	2,197,200	758,748
医師・歯科医師職	33,421,902	18,123,400	409,000	3,212,985	168,600	556,717	2,887,500	8,063,700
看護職	1,238,453	1,086,344	18,000	79,932	1,600	52,577	0	0
警察職	4,509,505,980	3,753,302,609	156,575,500	279,646,231	52,448,400	170,433,666	12,060,640	85,038,934
大学教育職	(7,052,500) 296,363,965	(7,052,500) 258,147,616	7,031,500	15,582,143	5,056,300	8,341,006	2,090,400	115,000
高等学校教育職	(158,371,074) 3,838,387,771	(158,371,074) 3,280,636,545	89,489,000	198,388,326	36,111,300	87,547,567	19,750,400	126,464,633
中・小学校教育職	(350,027,163) 10,311,101,759	(350,027,163) 8,968,263,943	182,974,000	551,695,312	120,042,400	189,431,736	107,168,880	191,525,488
任期付研究員	705,088	641,520	-	36,300	-	24,468	-	2,800
一般任期付職員	1,968,393	1,468,721	0	164,746	31,200	63,386	192,340	48,000
計	(515,450,737) 22,662,355,627	(515,450,737) 19,369,545,894	538,433,500	1,260,324,710	253,138,400	593,339,098	213,632,240	433,941,785
22年	(544,198,743) 23,104,863,922	(544,198,743) 19,670,251,796	552,953,500	1,278,504,043	263,648,900	600,309,230	216,246,214	522,950,239

給料表	一人当たり平均 給与総額	内 訳							人員
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当	
行政職	円 408,144	円 343,471	円 11,309	円 23,613	円 4,346	円 15,194	円 7,702	円 2,509	人 8,736
研究職	460,688	386,336	13,914	23,162	5,811	18,385	9,722	3,358	226
医師・歯科医師職	903,295	489,822	11,054	86,837	4,557	15,046	78,041	217,938	37
看護職	412,818	362,115	6,000	26,644	533	17,526	0	0	3
警察職	396,057	329,642	13,752	24,561	4,606	14,969	1,059	7,468	11,386
大学教育職	(12,571) 528,278	(12,571) 460,156	12,534	27,776	9,013	14,867	3,726	206	561
高等学校教育職	(19,363) 469,298	(19,363) 401,105	10,941	24,256	4,415	10,704	2,415	15,462	8,179
中・小学校教育職	(14,547) 428,522	(14,547) 372,715	7,604	22,928	4,989	7,873	4,454	7,959	24,062
任期付研究員	352,544	320,760	-	18,150	-	12,234	-	1,400	2
一般任期付職員	492,098	367,180	0	41,187	7,800	15,847	48,084	12,000	4
計	(9,690) 426,016	(9,690) 364,117	10,122	23,692	4,759	11,153	4,016	8,157	53,196
22年	(10,177) 432,101	(10,177) 367,868	10,341	23,910	4,931	11,227	4,044	9,780	53,471

(注) 1 平成23年4月現在のものである。以下第12表まで同じ。
 2 給料の欄の()内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示す。
 3 「任期付研究員給料表」は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう。以下第12表まで同じ。
 4 「一般任期付職員」に適用する給料表は、職員の給与等に関する条例第8条第1項に定める給料表である。以下第12表まで同じ。
 5 「22年」は、平成22年4月現在のものを示す。以下第12表まで同じ。
 6 学長・副学長については、国の指定職俸給表の号俸に相当する給料月額が支給されているが、大学教育職給料表の区分に含めた。以下第12表まで同じ。
 7 その他の手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当、へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当(12分の1の額)及び義務教育等教員特別手当である。
 8 任期付研究員給料表における「-」は、当該手当の支給制度がないことを示す。
 9 職員には、この表に示す人員の他、技能労務職員が744人、企業職員が179人、病院事業職員が4,506人及び再任用職員(技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を含む。)が595人いる。

第2表 職員の給料表別・学歴別人員構成比・平均年齢及び平均経過年数

給料表	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	平均年齢	平均経過年数
	%	%	%	%	%	歳	年
行政職	64.7	8.5	26.7	0.1	100.0	43.7	22.1
研究職	100.0	-	-	-	100.0	44.5	21.5
医師・歯科医師職	100.0	-	-	-	100.0	46.6	22.1
看護職	-	66.7	33.3	-	100.0	48.7	30.0
警察職	48.7	4.6	46.7	-	100.0	38.6	17.7
大学教育職	91.1	8.9	-	-	100.0	48.0	23.2
高等学校教育職	93.9	4.4	1.7	-	100.0	45.7	22.9
中・小学校教育職	91.3	8.7	-	-	100.0	43.2	20.6
任期付研究員	-	100.0	-	-	100.0	33.0	0.0
一般任期付職員	100.0	-	-	-	100.0	46.3	22.0
計	78.3	7.1	14.6	0.0	100.0	42.7	20.6
22年	77.7	7.4	14.9	0.0	100.0	42.9	20.9

第3表 職員の給料表別・学歴別・性別人員及び性別構成比

給料表	性別	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
行政職	男	4,248	75.2	243	32.6	1,346	57.7	10	100.0	5,847	66.9
	女	1,401	24.8	502	67.4	986	42.3			2,889	33.1
研究職	男	205	90.7							205	90.7
	女	21	9.3							21	9.3
医師・歯科医師職	男	27	73.0							27	73.0
	女	10	27.0							10	27.0
看護職	男										
	女			2	100.0	1	100.0			3	100.0
警察職	男	5,250	94.6	404	77.7	5,007	94.1			10,661	93.6
	女	297	5.4	116	22.3	312	5.9			725	6.4
大学教育職	男	425	83.2	27	54.0					452	80.6
	女	86	16.8	23	46.0					109	19.4
高等学校教育職	男	5,104	66.4	44	12.3	117	85.4			5,265	64.4
	女	2,579	33.6	315	87.7	20	14.6			2,914	35.6
中・小学校教育職	男	11,280	51.3	148	7.1					11,428	47.5
	女	10,695	48.7	1,939	92.9					12,634	52.5
任期付研究員	男			2	100.0					2	100.0
	女										
一般任期付職員	男	3	75.0							3	75.0
	女	1	25.0							1	25.0
計	男	26,542	63.8	868	23.1	6,470	83.1	10	100.0	33,890	63.7
	女	15,090	36.2	2,897	76.9	1,319	16.9	0	0.0	19,306	36.3
22年	男	26,588	64.0	836	21.2	6,622	83.2	8	100.0	34,054	63.7
	女	14,967	36.0	3,109	78.8	1,341	16.8	0	0.0	19,417	36.3

第4表 職員の給料表別・年齢別人員分布

給料表 年 齢	行政職	研究職	医師・歯 科医師職	看護職	警察職	大 学 教育職	高等学校 教育職	中・小学 校教育職	任期付 研究員	一般任期 付職員	計	構成比
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18歳以下	20				75						95	0.3
19	12				77						89	
20	20				87						107	15.9
21	20				87						107	
22	70				249		17	241			577	
23	85				361		36	406			888	
24	81		3		305		72	538			999	
25	112	1	4		321	1	77	561			1,077	
26	105	4			332		83	591			1,115	
27	122	5			378		107	562			1,174	
28	118	3			401	1	102	581			1,206	
29	121	5			391	4	106	567			1,194	
30	124	1	1		360	5	124	567		1	1,183	22.1
31	133	4			400	8	116	562			1,223	
32	122	6			337	11	126	565	1		1,168	
33	123	3			377	10	130	458			1,101	
34	158	6			279	12	145	433	1	1	1,035	
35	192	5			300	14	147	437			1,095	
36	217	5			307	23	149	434			1,135	
37	253	6			360	13	170	415			1,217	
38	304	4			324	19	171	481			1,303	
39	307	6	2		259	17	212	504			1,307	
40	308	8	1		253	15	199	469			1,253	27.2
41	314	7	1		232	16	186	475			1,231	
42	328	12			190	26	204	566			1,326	
43	333	8	1		198	17	224	632			1,413	
44	267	4	1		194	16	201	518			1,201	
45	324	7	1	1	207	15	273	551			1,379	
46	324	13			271	13	344	674			1,639	
47	321	10		1	233	12	338	691			1,606	
48	305	6	2		289	19	382	632			1,635	
49	291	11			296	17	412	740			1,767	
50	290	8	1		305	15	392	786			1,797	34.3
51	305	7			288	20	352	919			1,891	
52	314	9	1		286	15	356	1,048			2,029	
53	276	11	4		256	15	368	1,059		1	1,990	
54	274	7	1	1	319	17	322	942			1,883	
55	307	11	2		270	20	304	1,039			1,953	
56	251	2	2		258	10	310	1,054			1,887	
57	237	7	1		251	23	315	1,003			1,837	
58	264	8	1		246	16	309	750			1,594	
59	284	6	2		177	18	298	611			1,396	
60歳以上			5			88				1	94	0.2
計	8,736	226	37	3	11,386	561	8,179	24,062	2	4	53,196	100.0
22年	8,924	230	37	5	11,264	557	8,151	24,297	3	2	53,471	—

(注) 22年の計には、特定任期付職員が1人含まれる。

第5表 職員の給料表別・職務の級別・年齢別人員・平均給料額

その1 行 政 職

職務の級 年齢	2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
18歳以下	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19	20	140,888								
	12	144,357								
	20	150,019								
	20	155,883								
	70	170,450								
	85	177,421								
	81	183,205								
	112	187,152								
	51	190,133	54	201,124						
	34	193,119	88	205,948						
	18	197,297	99	212,470	1	232,697				
	16	197,005	59	214,097	46	232,636				
	12	198,900	40	218,673	72	237,201				
	4	207,383	31	222,225	98	243,456				
	3	211,283	21	228,071	98	250,788				
	1	224,348	1	230,198	120	257,858	1	285,088		
	2	218,059	1	226,980	129	266,133	25	294,722		
			1	230,198	120	273,732	68	300,712	3	308,708
					99	280,379	116	306,884	2	327,224
					52	288,958	191	313,849	9	333,385
					44	294,236	245	322,059	15	336,980
					35	299,378	247	332,002	24	348,361
					20	308,988	261	339,276	26	359,760
					18	309,502	263	346,113	30	362,152
					17	324,069	256	352,002	52	366,714
					15	326,502	236	355,835	75	372,200
					4	338,677	200	359,242	55	374,381
					6	338,303	230	362,025	77	376,622
					9	337,481	207	362,919	84	376,441
					11	340,865	164	364,971	103	379,425
					10	348,058	166	368,961	94	381,983
					8	354,393	136	372,615	96	385,351
					13	362,058	123	385,117	82	389,706
					6	364,861	54	390,230	160	393,486
					8	377,035	38	392,403	177	396,273
					3	348,169	45	395,718	127	399,059
					4	365,418	36	401,403	120	402,788
					4	390,905	15	398,220	161	404,641
							18	404,513	125	406,761
					5	387,440	18	409,336	131	410,028
					5	398,527	7	412,903	128	413,154
					2	400,814	4	413,387	133	415,684
60歳以上										
計	561	179,961	395	212,059	1,082	275,542	3,370	350,450	2,089	392,693

(注) この表に示す人員の他、職員の給与等に関する条例第8条の2により定額を支給される職員が1名いる。

行 政 職

職務の級 年齢	7 級		8 級		9 級		10 級		特 10 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34			1	353,722						
35										
36										
37			1	365,754						
38										
39			1	344,228						
40			1	360,772						
41	1	382,464	2	362,088						
42	2	384,480	1	356,072						
43	5	388,262	1	373,274	1	425,940				
44	8	389,532								
45	11	391,701								
46	21	391,648	1	408,524			2	452,678		
47	40	394,242	3	410,279						
48	29	394,862	6	412,456						
49	41	397,131	9	414,164	1	433,938				
50	55	399,231	17	416,182						
51	60	401,399	23	417,225	2	436,170				
52	59	402,892	28	416,890	4	439,518				
53	55	403,825	41	418,939	5	439,797				
54	63	405,489	36	420,629	13	440,870	1	482,670	1	532,797
55	62	408,199	37	421,707	20	440,694	8	484,123		
56	57	409,718	33	421,896	13	440,469	5	475,751		
57	48	410,619	24	422,704	8	439,774	2	476,904	1	525,543
58	63	413,310	41	424,792	14	443,924	4	482,461	1	517,638
59	83	417,332	35	426,624	16	446,709	11	481,909		
60歳以上										
計	763	404,801	342	419,304	97	441,660	33	479,528	3	525,326

その2 研 究 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額								
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25			1	216,840						
26			4	221,399						
27			5	237,159						
28			3	241,378						
29			5	255,380						
30			1	274,202						
31			4	270,638						
32			6	275,012						
33			3	278,316						
34			5	284,310	1	316,581				
35			2	290,288	3	322,121				
36			1	298,502	4	335,413				
37					6	340,071				
38					4	343,311				
39			1	313,470	5	349,901				
40			1	272,549	7	357,544				
41					7	360,793				
42					12	363,358				
43					6	366,509	2	390,086		
44					3	371,888	1	397,118		
45					6	374,236	1	400,222		
46					4	375,217	8	405,375	1	445,230
47							9	406,635	1	447,752
48					1	375,387	3	404,813	2	448,965
49							7	408,024	4	459,562
50					1	379,275	2	409,389	5	461,642
51							1	423,114	6	461,003
52							3	421,045	6	466,836
53							3	421,530	8	473,229
54							2	422,647	5	487,871
55							3	424,777	8	457,326
56									2	478,948
57									7	476,342
58							2	433,514	6	489,466
59									6	487,684
60歳以上										
計	0	—	42	262,326	70	357,030	47	410,789	67	470,797

その3 医師・歯科医師職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下								
19								
20								
21								
22								
23								
24	3	259,000						
25	4	264,800						
26								
27								
28								
29								
30			1	351,800				
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39					2	477,850		
40					1	489,600		
41					1	493,000		
42								
43					1	474,700		
44					1	498,400		
45					1	514,800		
46								
47								
48					1	505,200	1	542,000
49								
50							1	538,800
51								
52							1	540,400
53					2	516,850	2	552,100
54							1	559,600
							2	557,150
55								
56							2	583,400
57							1	590,500
58							1	600,300
59							2	595,700
60歳以上							5	604,400
計	7	262,314	1	351,800	10	496,510	19	577,384

その4 看護職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
18歳以下	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														
41														
42														
43														
44														
45					1	336,660								
46														
47					1	353,716								
48														
49														
50														
51														
52														
53														
54								1	395,968					
55														
56														
57														
58														
59														
60歳以上														
計	0	-	0	-	2	345,188	1	395,968	0	-	0	-	0	-

その5 警 察 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
18歳以下	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19	75	166,043										
20	77	170,305										
21	87	177,729										
22	87	185,647										
23	249	196,608										
24	361	201,683										
25	298	208,282	2	214,598	5	224,921						
26	133	209,529	169	221,191	18	232,940	1	238,626				
27	83	210,622	217	228,198	32	237,685						
28	62	215,854	260	233,331	56	242,348						
29	38	217,877	264	239,409	97	248,395	2	251,457				
30	34	215,856	183	240,882	154	254,402	20	272,107				
31	11	224,605	118	242,774	183	257,606	47	280,447			1	324,018
32	14	219,076	101	242,528	205	261,419	80	289,041				
33	4	224,323	46	245,340	183	263,690	104	296,578				
34	5	239,382	43	246,768	191	269,790	138	303,769				
35	3	238,355	15	247,182	132	274,844	123	309,481	6	338,694		
36			5	259,701	118	280,849	160	320,605	15	352,454	2	351,864
37			5	269,373	95	288,291	181	325,907	18	356,708	8	365,315
38			4	264,981	104	295,485	212	333,287	30	361,711	10	368,923
39			1	280,118	69	303,352	203	341,116	44	365,700	7	367,805
40					49	309,009	180	346,272	21	373,952	8	377,112
41					38	315,752	163	353,313	36	378,168	16	387,118
42					32	326,270	152	359,305	29	384,584	17	397,760
43					17	332,836	131	367,117	31	388,992	8	397,062
44					16	338,828	118	371,095	43	393,147	13	403,612
45					14	349,976	124	376,326	36	396,971	11	409,045
46			1	339,180	14	352,998	106	378,405	50	398,748	24	409,006
47			1	352,456	18	358,322	126	382,617	69	400,988	41	413,981
48					6	360,548	128	385,725	51	402,998	27	413,720
49					16	364,084	135	389,561	52	405,461	54	416,895
50			2	358,821	18	367,715	144	392,202	29	407,625	66	417,936
51					8	371,627	132	398,828	36	410,787	80	420,527
52					6	377,427	130	400,704	17	411,150	96	422,370
53			1	386,084	9	382,789	128	407,339	19	415,659	78	422,567
54					6	385,034	113	408,325	5	413,329	90	426,423
55	1	357,821			19	396,029	148	413,823	14	424,471	86	431,563
56					14	398,951	122	417,541	12	429,448	74	433,815
57					14	400,841	121	421,376	11	430,811	73	436,189
58			2	397,826	23	402,992	113	424,300	13	436,767	74	441,078
59			1	409,535	12	406,410	111	428,136	7	437,376	67	443,140
60歳以上					8	410,892	86	427,497	5	438,453	46	444,391
計	1,622	199,795	1,441	236,651	1,999	282,872	3,982	367,095	699	395,035	1,077	423,885

警 察 職

職務の級 年齢	7 級		8 級		9 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円
18歳以下						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39					1	414,634
40						
41	1	424,763			1	416,232
42	3	420,139				
43	7	421,895	1	443,775		
44	9	427,145				
45	10	426,451	2	440,235		
46	12	427,802	4	444,575		
47	16	431,435	3	446,265	2	452,610
48	16	435,700	12	448,691	4	452,375
49	24	435,555	9	448,807	4	444,597
50	31	438,602	14	451,253	4	454,866
51	21	442,418	14	452,089	4	454,910
52	24	445,990	16	453,814	11	458,509
53	21	449,587	10	455,535	11	458,027
54	20	451,573	13	456,866	18	462,821
55	25	455,241	7	459,566	16	460,950
56	17	457,258	10	459,760	12	464,644
57	12	459,368	7	461,834	7	464,983
58	14	464,694	14	462,654	21	466,553
59	14	466,988	5	462,504	12	474,337
60歳以上						
計	297	444,386	141	454,641	128	461,494

その6 大学教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		学長・副学長	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25	1	232,928								
26										
27										
28	1	275,271								
29	4	294,802								
30	4	298,113	1	299,182						
31	7	299,779	1	306,958						
32	7	307,805	3	322,672	1	369,764				
33	8	312,887			2	362,392				
34	6	316,127	1	353,906	5	379,231				
35	9	323,903	3	336,701	2	368,649				
36	9	329,022	3	352,804	11	390,213				
37	5	332,988	2	361,342	6	393,125				
38	3	338,775	1	368,777	15	400,435				
39	6	356,953	2	346,130	8	408,964	1	440,352		
40	4	363,359	2	363,869	8	414,154	1	435,648		
41	2	337,917	1	400,853	11	410,257	2	460,944		
42	7	384,671	4	392,567	14	420,606	1	472,224		
43	1	391,607			15	423,715	1	460,992		
44	2	353,274	2	378,303	9	429,408	3	448,736		
45	2	366,670			6	428,239	7	463,433		
46			1	394,827	6	436,209	6	463,232		
47	1	331,550			8	429,662	3	487,264		
48	3	376,018	1	377,622	7	434,253	8	481,334		
49	4	379,352			5	440,671	8	495,192		
50	1	434,441			4	444,120	10	486,662		
51	2	404,835			4	438,101	14	496,778		
52	1	434,441	1	372,374	2	445,132	11	502,420		
53	1	437,445			7	451,195	7	510,859		
54	3	438,447			4	453,032	10	513,763		
55					4	463,419	16	504,160		
56					2	462,500	8	513,688		
57			1	397,354	4	467,042	17	512,031	1	779,340
58					4	476,569	12	514,760		
59					1	487,693	17	531,296		
60歳以上					8	484,243	77	548,911	3	895,900
計	104	339,365	30	359,265	183	424,939	240	515,802	4	866,760

その7 高等学校教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22			17	194,708						
23			36	199,843						
24			72	207,990						
25			77	215,327						
26			83	225,309						
27			107	235,207						
28			102	247,405						
29	1	232,600	105	255,591						
30			124	265,565						
31	2	245,139	114	277,095						
32	2	251,360	124	286,336						
33	1	257,483	129	295,914						
34	2	262,635	143	306,569						
35	3	273,100	144	316,233						
36	1	275,562	148	326,338						
37	1	298,307	169	337,691						
38	4	282,901	167	349,295						
39	7	294,905	205	358,731						
40	4	297,870	195	367,412						
41	2	302,195	184	374,187						
42	6	309,809	198	379,942						
43	5	311,176	218	384,824	1	403,035				
44	3	316,062	197	390,668	1	405,363				
45	3	313,729	262	394,484	8	407,242				
46	2	316,338	327	398,311	14	409,943	1	421,632		
47	1	330,749	315	401,944	19	411,653	3	425,728		
48	4	332,218	358	403,583	17	414,298	3	431,936		
49	3	330,425	363	406,613	34	414,669	12	437,920		
50	1	340,052	337	407,269	35	417,092	19	440,716		
51	2	324,288	283	410,801	44	418,160	23	442,589		
52			291	413,641	37	420,914	27	446,681	1	453,644
53			300	420,056	29	424,133	34	447,645	5	456,332
54			254	422,914	27	425,571	32	449,640	9	458,135
55	1	341,797	219	426,903	28	431,492	36	451,823	20	459,226
56	1	333,462	234	429,470	20	434,156	22	452,854	33	460,404
57			252	432,956	17	437,182	12	451,768	34	462,790
58			230	437,792	41	440,871	4	461,152	34	465,300
59			214	440,839	34	445,186	5	465,575	45	470,060
60歳以上										
計	62	300,724	7,297	375,103	406	424,973	233	447,613	181	463,780

その8 中学校・小学校教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22			241	194,937						
23			406	199,927						
24			538	206,817						
25			561	213,996						
26			591	225,774						
27			562	235,965						
28			581	247,524						
29			567	257,274						
30			567	267,607						
31			562	277,779						
32			565	287,606						
33			458	297,423						
34			433	305,656						
35			437	317,365						
36			434	327,654						
37			415	335,718						
38			481	347,646						
39			504	356,614						
40			469	363,200						
41			475	367,957						
42			566	374,081						
43			630	377,849	2	392,753				
44			516	380,439	2	395,663				
45			505	383,883	42	394,605	4	407,568		
46			596	387,240	66	398,016	12	412,400		
47			571	390,687	90	399,769	30	413,776		
48			499	394,165	89	401,633	44	415,944		
49			569	397,568	101	403,807	68	416,947	2	422,483
50			555	401,819	116	406,699	112	419,859	3	426,509
51			642	407,141	118	409,536	151	422,677	8	427,618
52			732	412,156	134	414,054	155	424,942	27	429,757
53			677	417,119	154	418,071	165	427,835	63	431,044
54			596	421,159	130	421,149	125	431,485	91	433,801
55			599	423,846	204	425,261	95	433,610	141	435,815
56			594	428,010	183	428,736	71	436,075	206	438,166
57			529	431,270	206	431,533	54	441,491	214	442,100
58			320	433,647	209	434,952	26	450,939	195	446,073
59			243	436,443	149	436,949	32	455,844	187	450,479
60歳以上										
計	0	—	19,786	342,853	1,995	419,631	1,144	427,618	1,137	440,920

その9 任期付研究員

区分 年齢	人 員	平 均 給料額
	人	円
18歳以下		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32	1	320,760
33		
34	1	320,760
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上		
計	2	320,760

その10 一般任期付職員

区分 年齢	人 員	平 均 給料額
	人	円
18歳以下		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31	1	205,140
32		
33		
34	1	232,697
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53	1	454,584
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上	1	576,300
計	4	367,180

第6表 職員の給料表別・職務の級別・号給別人員分布
その1 行 政 職

職務の級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
1							1				
2											
3		1			1						
4									1		
5					1		1				
6							1				
7			1				1				
8		1					1				
9	21	1		1							
10		6					2				1
11	1	5	1							1	
12	10	21	6	1							
13	1	43	24	2			1				
14	4	21	38	2						2	
15	2	19	21	3						1	1
16	8	34	18	3						6	
17	4	34	22	4						4	
18	5	16	42	10	2					3	
19	3	27	26	8	1						
20	16	32	13	6	1					3	
21	2	25	24	12	3					1	1
22	5	31	44	18				1		1	
23	1	19	25	30	3						
24	5	9	24	41	2					3	
25	12	7	13	39	1					1	
26	6	9	25	30	5					3	
27	6	8	27	33	3						
28	3	5	22	38	1			2		1	
29	59	8	22	14	3			2			
30	9	7	22	46	6			6			
31	10	1	12	59	3		1	6			
32	66	3	29	42	2		1	8		2	
33	6	1	19	47	3		1	5			
34	10	1	25	26	3		5	10			
35	14		25	56	2		3	7			
36	59		26	51	8		8	5			
37	20		39	64	2		14	5			
38	21		24	50	5		16	5			
39	13		27	65	2		17	2			
40	69		27	65	8	1	30	5			
41	9		25	18	8	1	17	3			
42	13		25	61	9		18	2			
43	8		10	57	6		38	7			
44	15		23	69	9		15	1			
45	4		15	66	6	3	22	2			
46	9		16	66	9	3	25	3			
47	2		11	65	4	4	14	3			
48	4		12	59	11	5	16	3			
49	3		10	23	11	9	6	4			
50	4		15	75	14	6	10				
51	3		8	63	14	18	15				
52	2		14	40	17	14	10				
53	1		3	63	15	3	6				
54	2		12	71	9	10	1				
55	1			48	12	11	1				
56	3		11	61	12	20	4				
57	2		5	63	19	15	3				
58			5	79	37	11	5				
59			7	53	18	22	1				
60	1		2	43	19	20	1				
61	1			35	29	37	2				
62			5	41	35	35	1				
63	1		1	55	39	22					
64			6	53	25	29					
65			1	69	40	24	7				

職務の級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
66			2	54	34	20					
67			3	74	36	33					
68	1		2	63	32	20					
69			1	72	49	19					
70				55	34	14					
71			2	66	48	20					
72			3	58	29	23					
73	1			66	58	44					
74			1	39	48	28					
75				44	55	41					
76			3	28	104	36					
77			2	22	78	26					
78			2	17	109	19					
79			1	19	84	24					
80			4	28	104	13					
81			5	13	89	60					
82			5	18	70						
83			3	15	86						
84			2	9	96						
85			6	7	66						
86			2	3	50						
87			1	4	30						
88				2	20						
89			2	332	28						
90			2		12						
91			1		10						
92			2		13						
93			2		119						
94											
95			3								
96											
97			3								
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105			1								
106											
107			1								
108											
109											
110											
111			1								
112			1								
113			58								
計	561	395	1,082	3,370	2,089	763	342	97	33	3	8,735
構成比	6.4%	4.5%	12.4%	38.6%	23.9%	8.8%	3.9%	1.1%	0.4%	0.0%	100.0%

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下第6表の各表について同じ。)

なお、この表に示す人員の他、職員の給与等に関する条例第8条の2により定額を支給される職員が1名、行政職給料表が適用される一般任期付職員が4級14号給に1名、2級52号給に1名いる。

その2 研 究 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15		1				
16		1				
17		1				
18		1			1	
19			1		2	
20		2	1			
21					1	
22						
23		2				
24			3			
25			1		2	
26		1			3	
27		3	1		2	
28		1	1		3	
29		1			2	
30		2	1		2	
31					2	
32		1	1		1	
33		1	2		2	
34			1		2	
35		1				
36			3	1	2	
37		1	2	1	1	
38					1	
39					3	
40		1	3		1	
41		2	1	1	3	
42		4	1	2	2	
43		2	1	5		
44		1	2	1		
45		2	4	1	29	
46			2	3		
47		1		5		
48		2	4	2		
49			2	5		
50		1	3	5		
51		1	7	1		
52		1	2	1		
53			2	2		
54			2			
55			1			
56			1	1		
57		2		1		
58			2			
59				1		
60			1	1		
61		1	2			
62						
63			2			
64			1			
65				2		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66			2	1		
67			1	1		
68			1	1		
69			1			
70						
71			1			
72				1		
73				1		
74						
75		1				
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計	0	42	70	47	67	226
構成比	0.0%	18.6%	31.0%	20.8%	29.6%	100.0%

その3 医師・歯科医師職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8	5				
9					
10		1			
11	2				
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35			1		
36			1		
37			1	1	
38				1	
39				1	
40					
41					
42					
43			1		
44					
45			1		
46				1	
47				1	
48			1		
49				1	
50					
51				1	
52					
53			1	1	
54					
55					
56			1	1	
57					
58					
59				1	
60					
61					
62			1		
63					
64					
65					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
66					
67					
68				2	
69				2	
70					
71				1	
72					
73			1	4	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計	7	1	10	19	37
構成比	18.9%	2.7%	27.0%	51.4%	100.0%

(注) この表に示す人員の他、医師・歯科医師職給料表が適用される一般任期付職員が4級73号給に1名いる。

その4 看 護 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								
65								

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82			1					
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89				1				
90								
91			1					
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
170								
171								
172								
173								
174								
175								
176								
177								
計	0	0	2	1	0	0	0	3
構成比	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

その5 警 察 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
1				1						
2										
3										
4				1						
5				1						
6										
7										
8	76									1
9	20									2
10	3									
11	51									
12	12					1				
13	20									
14	2									
15	54									
16	7		2							
17	28		1							
18	8		3	1						
19	68		2							
20	9		1	1		2				
21	11		2	2		1				
22	21		14	5	1					
23	27		4	4						
24	235	3	12	15		1				
25	70	18	5	10	2	4				
26	56	13	31	10	2	4				
27	207	139	10	11	2	4				
28	82	26	18	17		3				
29	58	31	11	22	2	6				
30	31	32	20	26	1	3				
31	131	18	9	13	3	2				
32	55	68	30	31	2	3				
33	39	31	15	19	6	3				
34	69	143	36	17	4					2
35	36	49	22	16	9	2				4
36	36	88	101	29	5	4				3
37	26	40	71	25	14	4				4
38	20	137	94	38	9	4		1		1
39	22	72	71	34	26					6
40	8	67	79	36	8	1				
41	3	26	51	29	12	3	1			2
42	3	55	83	38	5	2	1	1		6
43	1	53	57	24	10	3		1		3
44	1	106	67	35	6	3	6	2		9
45	2	67	44	34	11	1	2	2		4
46	1	60	55	21	5	2		1		6
47		43	37	41	13	2	3	2		12
48	3	10	54	39	2	2	2	1		12
49	1	5	43	37	7	2	3	4		6
50	2	4	41	33	9	3	3	1		8
51	1	7	29	48	14	2	1			14
52		2	37	38	6	2	2	1		8
53	1	2	28	61	13	2	1	4		15
54		3	30	26	3	5	6	5		
55		3	26	48	8	1	3	5		
56	1	3	28	36	7	6	8	4		
57	2	1	27	40	11	4	7	7		
58	1	1	18	28	7	8	7	3		
59		1	20	39	13	7	6	4		
60			14	36	3	8	10	3		
61		1	22	54	14	4	5	8		
62			12	31	8	8	9	5		
63		1	28	61	7	4	5	9		
64			22	36	7	9	14	6		
65		2	20	53	20	13	11	6		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
66		1	9	31	15	31	21	3		
67		1	16	42	22	34	8	10		
68			16	33	13	48	6	3		
69			24	36	14	45	10	7		
70			8	22	19	56	11	6		
71			18	35	19	45	6	4		
72			14	24	15	51	5	7		
73			10	45	18	53	8	2		
74			10	27	21	50	8	6		
75			14	42	30	42	10	4		
76			10	21	25	39	10			
77			3	49	32	35	11	3		
78			8	27	11	37	8			
79			9	49	9	30	11			
80			6	17	12	35	9			
81			9	24	10	31	4			
82			4	11	3	34	9			
83			7	42	9	25	3			
84			5	14	5	33	7			
85			7	39	6	34	1			
86			3	15	2	21	2			
87			3	37	5	22	2			
88			4	21	7	9	4			
89			9	46	3	16	2			
90			2	25	5	10	2			
91			6	38	4	15	3			
92			3	23	6	6				
93			3	44	3	8				
94			1	29	1	4				
95			2	36	4	10				
96			2	23		3				
97			1	37	3	2				
98			2	32	2	1				
99			6	35	3	1				
100			1	28	2	1				
101			4	32	4	2				
102			4	40						
103			1	43	5					
104			4	43	4					
105			7	37	11					
106			4	36						
107			1	43						
108			3	43						
109			3	42						
110		1	3	37						
111			4	52						
112			2	39						
113			3	35						
114			4	29						
115			7	36						
116			2	54						
117			3	43						
118			3	39						
119		1	2	37						
120	1		3	54						
121			3	35						
122		1	3	40						
123			3	37						
124			4	29						
125			2	29						
126				30						
127			3	31						
128				22						
129			2	25						
130		2	3	45						

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
131			3	23						
132			3	48						
133			2	35						
134			3	31						
135			4	27						
136			2	36						
137			2	195						
138			1							
139			2							
140		1	5							
141			6							
142			2							
143			6							
144			7							
145			5							
146			6							
147			6							
148			7							
149			5							
150			2							
151			2							
152			4							
153			2							
154			3							
155			1							
156			3							
157		1	3							
158										
159										
160										
161										
162		1								
163										
164										
165										
計	1,622	1,441	1,999	3,982	699	1,077	297	141	128	11,386
構成比	14.2%	12.7%	17.6%	35.0%	6.1%	9.5%	2.6%	1.2%	1.1%	100.0%

その6 大 学 教 育 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14				1	
15					
16	1	1			
17		1			
18				1	
19		1			
20			1	1	
21					
22				1	
23			3		
24			2		
25			3	1	
26		3	2	3	
27		1		2	
28			4	2	
29			3	2	
30			5	2	
31	2			4	
32		1	1		
33		1		1	
34	1			1	
35	1		2	5	
36				3	
37				2	
38		1	3		
39	2	2	2	4	
40		1	3	1	
41	3		3	3	
42	2	1	2	1	
43	5	1	3	3	
44	1			2	
45	4		1	5	
46		1	4	3	
47	1	2	7	4	
48	2		2	4	
49	1	2	2	9	
50	2		4	5	
51	2	1	2	3	
52	2	2	1	8	
53	4	1	3	2	
54	1		4	6	
55			3	4	
56			3	2	
57	1		7	6	
58	3		3	2	
59	3		4	4	
60		1	3	7	
61	1		5	3	
62			4	4	
63	4		1	2	
64	1	1	3	3	
65	1		1	4	
66	1	1	1	4	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
67	2	1	5	5	
68	1		5	5	
69		1	3	5	
70	2		4	2	
71	3		7	6	
72			2	5	
73	1		3	3	
74			3	7	
75	2		1	4	
76				1	
77			1	4	
78			2	5	
79					
80			3	2	
81		1	1	2	
82	2		2	4	
83	1			2	
84			1	2	
85			3	2	
86			1	2	
87	1		1	2	
88				2	
89			1	29	
90					
91	3				
92			1		
93			1		
94					
95			1		
96			1		
97					
98					
99	1		3		
100					
101					
102			2		
103	2				
104	1		1		
105			1		
106			2		
107			1		
108	1				
109			9		
110					
111	1				
112	2				
113					
114	1				
115	1				
116					
117					
118	1				
119					
120					
121	1				
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129	22				
計	104	30	183	240	557
構成比	18.7%	5.4%	32.8%	43.1%	100.0%

(注)この表に示す人員の他、大学の学長、副学長が4名いる。

その7 高等学校教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		17				
18						
19		6				
20		21				
21		13				
22		13				
23		10				
24		25				
25		11				
26		16				
27		21				
28		28				
29		28				
30		9				
31		15				
32		27				
33		26				
34		19			6	
35		34			2	
36		20			5	
37		21			15	
38		27			13	
39		25			18	
40		36			11	
41		37			9	
42		21			10	
43		32			9	
44		30			7	
45		13			19	
46		29			4	
47		30			7	
48		32			10	
49		26			6	
50	1	32			1	
51		38			6	
52		21			4	
53		27			2	
54		24		2	1	
55		28			2	
56		25		1	3	
57		44			11	
58	2	24				
59		38		1		
60		20		2		
61	1	31		7		
62		28		5		
63	1	38		7		
64		29		10		
65		35		12		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66	2	25		10		
67		39		7		
68		35		14		
69		46		16		
70		26	1	12		
71		27		20		
72		24		11		
73	1	40		8		
74		25	1	5		
75	2	33	1	14		
76		40	1	14		
77		30	3	11		
78	2	19	4	11		
79	1	36	1	12		
80		36	8	5		
81		54	6	1		
82		13	7	4		
83		26	9	2		
84		44	8	2		
85		31	11			
86	1	18	19	2		
87		46	16	1		
88		43	21	1		
89	1	30	13			
90	2	17	12			
91		44	19			
92	1	33	14			
93		34	19	3		
94		32	8			
95	3	40	12			
96	1	49	15			
97	1	64	15			
98	1	25	11			
99	3	38	8			
100		49	13			
101	1	58	8			
102	1	25	12			
103	1	66	12			
104		37	12			
105		42	7			
106		22	5			
107	2	52	5			
108		60	10			
109		54	5			
110	1	46	3			
111	1	50	5			
112		67	5			
113		48	7			
114	1	31	2			
115	2	43	14			
116		49	13			
117	1	37	1			
118	3	83	1			
119	2	54	2			
120		90				
121	2	42	1			
122		98				
123	3	73				
124		126				
125		40				
126		111				
127	1	147				
128		84				
129		91				
130	1	132				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
131		136				
132		144				
133	1	149				
134		205				
135		99				
136		57				
137		74				
138		88				
139	1	68				
140		86				
141	1	74				
142		82				
143	1	78				
144		55				
145		60				
146		67				
147	3	72				
148		87				
149		73				
150	1	75				
151		78				
152	1	58				
153		68				
154		65				
155		77				
156		84				
157		70				
158		62				
159	1	60				
160		48				
161		42				
162		37				
163		61				
164		24				
165		43				
166	1	14				
167		36				
168		34				
169	1	138				
計	62	7,297	406	233	181	8,179
構成比	0.8%	89.2%	5.0%	2.8%	2.2%	100.0%

(注) この表に示す人員の他、高等学校教育職給料表が適用される一般任期付職員が5級35号給に1名いる。

その8 中学校・小学校教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		1				
12						
13						
14						
15						
16		2				
17		233				
18						
19		71				
20		264				
21		86				
22		73				
23		60				
24		345				
25		49			1	
26		113				
27		81			1	
28		346			3	
29		61			4	
30		120			8	
31		97			12	
32		182			13	
33		72			27	
34		127			29	
35		233			46	
36		130			52	
37		98			58	
38		90			82	
39		226			73	
40		127			82	
41		132			81	
42		116			77	
43		151			62	
44		176			66	
45		102			70	
46		142			50	
47		166			35	
48		133			46	
49		110			19	
50		173			34	
51		103			17	
52		128			11	
53		104			10	
54		154			8	
55		100			7	
56		96			12	
57		177			41	
58		115				
59		172				
60		97				
61		147				
62		101				
63		145				
64		116				
65		131	1			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66		82				
67		93				
68		76	1	2		
69		107		6		
70		112	1			
71		81		2		
72		101	1	4		
73		87	1	8		
74		58	6	11		
75		97	14	14		
76		53	13	15		
77		83	10	5		
78		95	22	24		
79		66	22	34		
80		61	40	24		
81		98	15	35		
82		61	12	22		
83		123	30	33		
84		42	22	37		
85		61	59	28		
86		73	42	28		
87		94	31	35		
88		35	44	39		
89		117	36	28		
90		51	38	49		
91		90	18	24		
92		37	34	47		
93		72	20	38		
94		81	47	32		
95		88	31	33		
96		42	51	22		
97		81	19	33		
98		145	34	40		
99		140	27	31		
100		51	54	38		
101		105	14	30		
102		112	34	33		
103		101	29	32		
104		56	41	27		
105		169	28	33		
106		126	22	21		
107		108	48	17		
108		88	38	12		
109		108	37	25		
110		198	32	18		
111		158	49	9		
112		116	39	13		
113		87	55	53		
114		231	33			
115		157	61			
116		110	41			
117		56	63			
118		245	65			
119		138	79			
120		197	66			
121		50	48			
122		191	58			
123		162	55			
124		195	42			
125		62	122			
126		201				
127		212				
128		104				
129		108				
130		138				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
131		127				
132		124				
133		164				
134		183				
135		201				
136		192				
137		56				
138		233				
139		175				
140		54				
141		23				
142		148				
143		185				
144		116				
145		31				
146		148				
147		152				
148		189				
149		41				
150		146				
151		180				
152		134				
153		69				
154		111				
155		150				
156		174				
157		124				
158		83				
159		166				
160		174				
161		154				
162		65				
163		146				
164		162				
165		154				
166		108				
167		170				
168		96				
169		126				
170		77				
171		136				
172		96				
173		746				
計	0	19,786	1,995	1,144	1,137	24,062
構成比	0.0%	82.2%	8.3%	4.8%	4.7%	100.0%

その9 任期付研究員

号給	区分	人員	構成比
1		2	100.0%
2			
3			
計		2	100.0%

第7表 職員の主な手当受給者の種類別の人員・1人当たり平均手当月額

区 分		受 給 者 数	総 員 数 に 対 す る 割 合	受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
		人	%	円
扶 養 手 当		26,027	48.9	20,687
地 域 手 当		53,196	100.0	23,692
住 居 手 当	借 家 等 居 住 者	8,070	15.2	26,880
	自 宅 居 住 者	22,637	42.6	1,600
	計	30,707	57.7	8,244
通 勤 手 当	交 通 機 関 等 の み 利 用 者	17,376	32.7	16,420
	交 通 用 具 の み 使 用 者	29,935	56.3	8,888
	交 通 機 関 等 併 用 者 交 通 用 具	1,697	3.2	24,733
	計	49,008	92.1	12,107
管 理 職 手 当		4,131	7.8	51,714

(注) 交通用具とは、自動車、自転車等をいう。以下第11表及び第12表において同じ。

第8表 職員の扶養手当受給者の給料表別人員及び支給区分別扶養親族数

区 分 給料表	扶 養 手 当 受 給 者	扶 養 親 族 数				
		配 偶 者 (13,000円)	配 偶 者 の 不 在 職 員 の 扶 養 親 族 の 中 の 1 人 (11,000円)	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 (6,500円)	計	う ち 特 定 期 間 に 在 る 子 (5,000円)
行 政 職	人 4,714	人 3,032	人 238	人 6,920	人 10,190	人 2,353
研 究 職	150	103	5	217	325	68
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	20	13	1	26	40	12
看 護 職	2	0	0	2	2	1
警 察 職	7,094	5,764	107	10,071	15,942	3,001
大 学 教 育 職	354	278	11	401	690	138
高 等 学 校 教 育 職	4,274	2,494	201	6,392	9,087	2,659
中 ・ 小 学 校 教 育 職	9,417	4,566	493	13,912	18,971	5,553
一 般 任 期 付 職 員	2	2	0	0	2	0
計	26,027	16,252	1,056	37,941	55,249	13,785
2 2 年	26,598	16,664	1,063	38,889	56,616	14,370

(注) 特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。

第9表 職員の地域手当受給者の給料表別・地域区分別人員分布

区分 給料表	地域手当 受給者	内 訳							
		1級地		2級地		3級地			
		人員	割合	人員	割合	人員	割合		
行政職	8,736	5,592 64.0%	608 7.0%	2,536 29.0%	研究職	226	115 50.9%	6 2.6%	105 46.5%
看護職	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	警察職	11,386	9,177 80.6%	751 6.6%	1,458 12.8%
大学教育職	561	206 36.7%	216 38.5%	139 24.8%	高等学校教育職	8,179	4,014 49.1%	886 10.8%	3,279 40.1%
中・小学校教育職	24,062	12,718 52.8%	2,444 10.2%	8,900 37.0%	任期付研究員	2	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%
一般任期付職員	3	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	計	53,158	31,826 59.9%	4,912 9.2%	16,420 30.9%
22年	53,433	31,859 59.6%	4,959 9.3%	16,615 31.1%					

(注) 医師・歯科医師職については、地域手当率は一律15%であるため、本表には含んでいない。

(医師・歯科医師等の人員数) 医師・歯科医師職 37名、一般任期付職員 1名

第10表 職員の住居手当受給者（借家等居住者）の給料表別・家賃等負担額階層別人員分布及び平均手当月額並びに住居手当受給者（自宅居住者）の給料表別人員

区分 給料表	住居手当 受給者	借 家 等 居 住 者					自 宅 居 住 者
		家賃等の月額 12,001円～ 23,000円	家賃等の月額 23,001円～ 57,000円	家賃等の月額 57,001円 以上	計	借家等居住者 の平均手当月 額	
		人員	人員	人員	人員	円	
行政職	5,215	5	343	831	1,179	26,724	4,036
研究職	163	0	9	32	41	27,271	122
医師・歯科医師職	22	1	1	4	6	23,833	16
看護職	1	0	0	0	0	0	1
警察職	7,189	3	400	1,210	1,613	26,985	5,576
大学教育職	411	0	42	131	173	27,026	238
高等学校教育職	5,092	4	360	750	1,114	26,702	3,978
中・小学校教育職	12,611	8	1,181	2,754	3,943	26,927	8,668
一般任期付職員	3	0	0	1	1	28,000	2
計	30,707	(0.3) 21	(29.2) 2,336	(100.0) 5,713	8,070	26,880	22,637
22年	30,663	(0.2) 19	(28.5) 2,163	(100.0) 5,482	7,664	26,899	22,999

(注) () 内の数字は、住居手当受給者（借家等居住者）合計に対する家賃等負担額階層別人員の累計の割合を示す。

第11表 職員の通勤手当受給者（交通機関等利用者）の給料表別・運賃等負担額階層別人員分布及び平均運賃等負担額

区分 給料表	運賃等負担額				平均運賃等 負担額
	55,000円以下	55,001円以上 63,000円以下	63,001円以上	計	
行政職	5,045	80	94	5,219	17,889
研究職	117	4	1	122	21,522
医師・歯科医師職	20	1	1	22	21,330
看護職	2	0	0	2	17,388
警察職	7,831	13	30	7,874	17,278
大学教育職	213	6	12	231	26,395
高等学校教育職	1,578	6	9	1,593	17,434
中・小学校教育職	3,998	3	5	4,006	14,368
任期付研究員	2	0	0	2	12,234
一般任期付職員	2	0	0	2	21,943
計	(98.6) 18,808	(99.2) 113	(100.0) 152	19,073	16,989
22年	(98.6) 18,836	(99.3) 132	(100.0) 143	19,111	17,032

(注) 1 人員には交通機関等と交通用具の併用者(1,697人)を含む。

2 ()内の数字は、通勤手当受給者(交通機関等利用者)合計に対する運賃等負担額階層別人員の累計の割合を示す。

第12表 職員の通勤手当受給者（交通用具使用者）の給料表別・交通用具使用距離階層別人員分布

区分 給料表	自 転 車 等								自 動 車 等										
	5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上	計	6km 未満	6km 以上 10km 未満	10km 以上 14km 未満	14km 以上 18km 未満	18km 以上 22km 未満	22km 以上 26km 未満	26km 以上 30km 未満	30km 以上 34km 未満	34km 以上 38km 未満	38km 以上 42km 未満	42km 以上 46km 未満
行政職	246	43	1	0	0	0	0	290	573	451	365	298	292	228	198	160	124	100	59
研究職	7	3	0	0	0	0	0	10	30	14	4	2	14	10	6	4	3	4	1
医師・ 歯科医師職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
看護職	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
警察職	430	85	10	1	2	0	0	528	371	194	196	219	224	242	198	199	149	106	86
大学教育職	8	3	0	0	0	0	0	11	67	44	12	18	9	6	11	20	11	3	1
高等学校 教育職	175	54	7	2	0	0	0	238	1,113	1,113	860	767	562	413	361	253	146	118	80
中・小学校 教育職	961	171	14	3	0	0	0	1,149	5,162	4,380	2,863	1,983	1,229	737	492	275	160	102	55
任期付 研究員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般任期付 職員	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
計	1,828	359	32	6	2	0	0	2,227	7,318	6,196	4,300	3,287	2,331	1,636	1,267	912	593	433	282
22年	1,750	308	23	5	0	2	0	2,088	7,421	6,293	4,373	3,338	2,374	1,666	1,274	954	587	414	280

区分 給料表	自 動 車 等																	合計	
	46km 以上 50km 未満	50km 以上 54km 未満	54km 以上 58km 未満	58km 以上 62km 未満	62km 以上 66km 未満	66km 以上 70km 未満	70km 以上 74km 未満	74km 以上 78km 未満	78km 以上 82km 未満	82km 以上 86km 未満	86km 以上 90km 未満	90km 以上 94km 未満	94km 以上 98km 未満	98km 以上 102km 未満	102km 以上 106km 未満	106km 以上 110km 未満	110km 以上		計
行政職	44	41	34	26	22	15	13	16	3	5	4	5	2	2	5	4	17	3,106	3,396
研究職	2	0	2	3	1	0	3	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	106	116
医師・ 歯科医師職	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
看護職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
警察職	54	82	48	23	20	14	14	7	4	4	4	1	0	0	1	0	1	2,461	2,989
大学教育職	2	3	3	2	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	2	220	231
高等学校 教育職	56	36	23	18	11	5	5	2	1	2	0	2	1	0	0	2	3	5,953	6,191
中・小学校 教育職	39	26	13	9	5	3	2	5	2	4	1	0	0	2	1	0	2	17,552	18,701
任期付 研究員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般任期付 職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
計	198	189	123	81	59	37	39	32	11	15	10	10	3	4	8	6	25	29,405	31,632
22年	215	161	133	74	55	37	49	31	13	18	8	11	4	3	5	3	43	29,837	31,925

(注) 人員には、交通機関等と交通用具の併用者（1,697人）を含む。

第2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成23年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された1,787事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業・小売業	
ケ 金融業・保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

- (2) 調査対象職種 78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

3 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記2の(1)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、414事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 集 計

- (1) 調査実人員 初任給関係1,245人（行政職に相当する調査実人員1,086人）、初任給関係以外の調査職種17,241人（行政職に相当する調査実人員14,669人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は126,320人であり、行政職に相当するものは99,240人である。）
- (2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

1 職種別民間給与実態調査結果

第13表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 376	事業所 71	事業所 53	事業所 30	事業所 170	事業所 52
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	27	7	6	1	9	4
製 造 業	187	22	21	19	93	32
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信業	64	19	11	6	20	8
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業	39	6	7	1	18	7
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	19	14	0	0	5	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	40	3	8	3	25	1

(注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が38所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種		学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学卒	192,489	193,504	189,957	※ 183,359
		短大卒	172,338	173,110	170,302	x
		高校卒	157,598	158,800	156,398	153,683
	新卒技術者	大学卒	200,911	201,401	198,234	※ 181,715
		短大卒	176,615	176,284	177,756	x
		高校卒	158,961	159,181	158,102	※ 155,150
	新卒事務員・技術者計	大学卒	197,586	198,623	192,878	182,618
		短大卒	175,284	175,323	175,290	※ 172,600
		高校卒	158,647	159,110	157,549	154,172
そ の 他	新卒船員	海上技術学校卒	-	-	-	
	新卒大学助教	大学卒	x	-	x	
	新卒大学助手	大学卒	x	-	x	
	新卒高等学校教諭	大学卒	※ 235,900	-	※ 235,900	
	新卒研究員	大学卒	240,901	246,013	※ 182,850	
	新卒研究補助員	短大卒	※ 184,800	※ 184,800	-	
		高校卒	※ 148,291	-	※ 148,291	
	準新卒医師	大学卒	x	x	-	
	準新卒薬剤師	大学卒	-	-	-	
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	※ 180,181	※ 180,181	-	
	新卒栄養士	短大卒	-	-	-	
	準新卒看護師	養成所卒	213,842	204,478	228,914	
	準新卒准看護師	養成所卒	164,381	※ 169,667	※ 158,254	

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成22年度中に資格免許を取得し、平成23年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成20年3月大学卒業後、平成20年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成23年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査実人員が10名以下であることを示す。

第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規 模 計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店(支社)長	45	51.4	778,361	1,860	776,501	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照	
	大学卒	35	51.8	835,449	2,323	833,126		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	10	50.4	619,698	571	619,127		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	33	53.4	682,519	1,582	680,938		構成員50人以上の工場長の(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	27	53.4	681,959	1,971	679,988		
	短大卒	1	x	x	x	x		
	高校卒	5	53.3	694,839	0	694,839		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	468	51.3	622,398	2,202	620,196		2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	354	51.2	639,832	1,772	638,060		
	短大卒	25	50.4	632,112	13,172	618,941		
	高校卒	87	51.9	560,152	667	559,484		
	中学校卒	2	48.2	489,825	16,033	473,793		
	技術部長	431	51.0	683,240	2,521	680,720		同 上
	大学卒	351	50.8	700,796	2,026	698,769		
	短大卒	22	49.6	657,250	56	657,194		
	高校卒	57	52.7	572,136	6,862	565,273		
	中学校卒	1	x	x	x	x		
事務部次長	161	49.5	543,367	7,842	535,525	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職		
大学卒	127	49.3	548,906	6,822	542,084			
短大卒	9	49.9	467,780	0	467,780			
高校卒	25	50.1	546,357	16,413	529,944			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	122	49.9	615,941	1,868	614,073	同 上		
大学卒	94	49.6	624,642	1,501	623,141			
短大卒	6	49.3	517,985	12,286	505,698			
高校卒	22	51.2	609,366	217	609,149			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	940	47.1	533,449	6,847	526,602	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	648	46.4	544,064	7,141	536,923			
短大卒	76	45.8	491,397	6,314	485,083			
高校卒	214	49.5	516,855	6,235	510,620			
中学校卒	2	54.6	522,470	0	522,470			
技術課長	866	45.9	551,127	3,871	547,256	同 上		
大学卒	608	45.3	561,957	3,427	558,530			
短大卒	85	45.8	535,641	608	535,033			
高校卒	169	48.3	513,299	7,394	505,905			
中学校卒	4	48.7	540,510	6,553	533,957			
事務課長代理	218	44.8	450,022	39,053	410,969	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職		
大学卒	110	42.7	468,109	30,266	437,843			
短大卒	25	43.6	397,747	49,590	348,157			
高校卒	79	47.8	440,346	46,944	393,402			
中学校卒	4	53.2	451,811	59,355	392,456			
技術課長代理	237	41.2	471,216	10,772	460,444	同 上		
大学卒	145	38.3	476,470	6,169	470,301			
短大卒	14	43.0	453,982	1,655	452,326			
高校卒	73	52.0	448,432	30,850	417,582			
中学校卒	5	58.2	498,351	26,366	471,985			
事務係長	813	42.9	447,037	46,984	400,053	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職		
大学卒	462	41.7	457,878	45,679	412,198			
短大卒	89	43.1	419,172	47,956	371,215			
高校卒	257	45.0	438,721	49,205	389,516			
中学校卒	5	48.4	409,146	29,647	379,499			
技術係長	742	44.3	472,616	53,935	418,681	同 上		
大学卒	361	42.1	484,016	48,293	435,723			
短大卒	74	42.8	475,931	45,606	430,325			
高校卒	286	46.6	463,110	62,281	400,828			
中学校卒	21	52.9	417,485	53,464	364,021			
事務主任	706	40.4	371,752	36,802	334,950			
大学卒	362	38.4	366,102	37,679	328,423			
短大卒	120	40.2	346,666	31,211	315,454			
高校卒	215	43.5	394,112	38,721	355,390			
中学校卒	9	45.6	364,809	27,645	337,163			
技術主任	593	39.8	402,661	45,634	357,027			
大学卒	278	37.4	400,006	53,488	346,518			
短大卒	69	39.0	394,896	48,605	346,291			
高校卒	236	42.8	409,907	35,590	374,317			
中学校卒	10	50.8	372,055	22,021	350,034			
事務係員	4,832	37.0	343,899	38,222	305,677			
大学卒	2,408	34.9	356,534	42,908	313,626			
短大卒	823	37.6	325,610	30,060	295,551			
高校卒	1,581	40.1	331,431	34,499	296,933			
中学校卒	20	49.8	345,826	22,053	323,773			
技術係員	3,462	35.5	380,064	62,040	318,024			
大学卒	1,809	33.7	391,774	68,092	323,682			
短大卒	463	35.4	382,159	62,772	319,387			
高校卒	1,170	38.1	361,192	52,566	308,626			
中学校卒	20	51.9	333,193	30,396	302,797			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店(支社)長	41	50.9	799,150	2,037	797,114	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職10級、特10級
	大学卒	32	51.4	859,647	2,536	857,111		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	9	49.6	628,741	631	628,109		
	工場長	26	54.0	708,628	1,989	706,639	構成員50人以上の工場(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	22	54.0	719,101	2,384	716,717		
	短大卒	1	x	x	x	x		
	高校卒	3	53.9	662,672	0	662,672		
	事務部長	240	50.8	705,737	500	705,237	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	191	50.6	713,231	640	712,591		
	短大卒	12	51.6	729,120	0	729,120		
	高校卒	37	51.7	665,424	0	665,424		
	技術部長	285	50.9	728,690	1,784	726,906	同上	同上
	大学卒	245	50.7	738,122	2,023	736,099		
	短大卒	14	50.4	685,821	25	685,797		
	高校卒	25	53.8	643,823	0	643,823		
	事務部次長	63	49.8	622,976	17,618	605,359	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
	大学卒	52	48.9	617,607	14,124	603,484		
	短大卒	1	x	x	x	x		
	高校卒	10	52.5	659,928	41,311	618,617		
技術部次長	93	49.7	636,546	658	635,888	同上	同上	
大学卒	72	49.3	641,843	791	641,052			
短大卒	3	51.6	542,264	0	542,264			
高校卒	18	51.0	632,463	265	632,198			
事務課長	516	47.2	591,815	9,020	582,794	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職8級、9級	
大学卒	375	46.4	596,691	9,676	587,015			
短大卒	33	48.4	579,402	912	578,490			
高校卒	107	49.3	579,220	9,229	569,991			
技術課長	603	45.6	572,882	3,378	569,505	同上	同上	
大学卒	456	45.1	576,658	3,771	572,888			
短大卒	60	45.7	553,972	786	553,186			
高校卒	85	48.7	560,627	2,555	558,073			
事務課長代理	109	44.3	504,337	46,634	457,683	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職6級、7級	
大学卒	59	43.0	527,134	34,815	492,319			
短大卒	10	44.5	441,691	60,601	381,090			
高校卒	39	45.8	489,073	62,415	426,658			
技術課長代理	187	40.9	476,479	8,812	467,667	同上	同上	
大学卒	117	38.1	480,483	4,223	476,260			
短大卒	11	43.7	473,328	376	472,952			
高校卒	54	53.2	454,797	31,283	423,514			
事務係長	369	43.5	499,887	56,027	443,861	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職4級、5級	
大学卒	212	42.2	517,256	59,027	458,229			
短大卒	36	43.2	466,789	49,426	417,363			
高校卒	120	45.8	481,176	53,240	427,936			
技術係長	416	45.4	501,244	55,164	446,080	同上	同上	
大学卒	181	42.4	520,296	48,393	471,902			
短大卒	32	44.0	533,121	49,222	483,900			
高校卒	199	48.0	482,349	62,340	420,009			
事務主任	325	41.4	423,012	44,062	378,951	行政職3級(一部は4級、5級)		
大学卒	154	38.7	414,326	46,610	367,716			
短大卒	42	42.7	418,009	30,924	387,085			
高校卒	124	44.1	436,807	46,238	390,569			
技術主任	315	40.8	439,777	57,706	382,071	同上		
大学卒	142	37.7	435,190	66,134	369,056			
短大卒	33	39.2	423,564	57,004	366,561			
高校卒	134	44.9	454,392	48,629	405,763			
事務係員	2,437	37.6	370,847	45,076	325,772	行政職2級		
大学卒	1,191	35.2	377,762	50,632	327,130			
短大卒	398	38.6	364,036	34,205	329,831			
高校卒	838	41.2	362,208	40,891	321,318			
技術係員	2,179	35.8	393,456	66,229	327,227	同上		
大学卒	1,192	33.9	403,476	73,344	330,133			
短大卒	244	35.9	407,226	71,251	335,975			
高校卒	736	38.7	373,412	53,514	319,898			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	うち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
支 店 (支 社) 長	4	56.2	560,222	0	560,222	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職8級、9級
	3	55.5	570,807	0	570,807		
大 短 大 高 中	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
学 卒 卒 卒	1	x	x	x	x		
工 場 長	6	50.4	513,904	0	513,904	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
大 短 大 高 中	-	-	-	-	-		
学 卒 卒 卒	5	50.3	504,693	0	504,693	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の 長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
学 卒 卒 卒	1	x	x	x	x		
事 務 部 長	204	51.9	537,837	4,408	533,429	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の 長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
大 短 大 高 中	150	51.9	555,776	3,474	552,302		
学 卒 卒 卒	12	49.5	553,848	26,644	527,204	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の 長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
学 卒 卒 卒	40	52.4	477,256	724	476,532		
大 短 大 高 中	2	48.2	489,825	16,033	473,793	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	132	51.4	558,736	3,386	555,350	同 上	同 上
大 短 大 高 中	99	51.6	574,274	784	573,490		
学 卒 卒 卒	8	47.3	578,509	141	578,368	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職	同 上
学 卒 卒 卒	25	52.0	502,565	12,774	489,791		
大 短 大 高 中	-	-	-	-	-	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職	同 上
学 卒 卒 卒	96	49.1	492,232	1,595	490,638		
事 務 部 次 長	74	49.4	503,469	2,006	501,463	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職	同 上
大 短 大 高 中	8	47.5	416,509	0	416,509		
学 卒 卒 卒	14	48.6	470,909	183	470,726	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	24	51.6	584,149	2,536	581,613	同 上	同 上
大 短 大 高 中	20	50.9	593,323	2,937	590,386		
学 卒 卒 卒	2	53.9	544,086	885	543,201	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行政職6級、7級
学 卒 卒 卒	2	56.4	529,518	0	529,518		
事 務 課 長	403	47.2	456,469	2,710	453,759	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行政職6級、7級
大 短 大 高 中	266	46.5	462,722	2,765	459,957		
学 卒 卒 卒	32	43.4	424,954	5,833	419,122	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	104	50.0	450,238	1,678	448,560		
大 短 大 高 中	1	x	x	x	x	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	231	46.9	481,969	5,411	476,558		
技 術 課 長	140	46.4	494,222	1,704	492,518	同 上	同 上
大 短 大 高 中	19	46.5	509,210	76	509,134		
学 卒 卒 卒	70	48.0	453,820	13,973	439,847	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職	行政職5級
学 卒 卒 卒	2	44.1	415,467	0	415,467		
事 務 課 長 代 理	108	45.3	403,626	32,747	370,878	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職	行政職5級
大 短 大 高 中	51	42.3	409,838	25,775	384,063		
学 卒 卒 卒	15	43.0	370,388	42,735	327,653	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	39	49.6	400,663	34,379	366,284		
大 短 大 高 中	3	52.5	467,235	74,342	392,893	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	43	43.0	420,413	34,410	386,004		
技 術 課 長 代 理	26	41.2	419,177	34,701	384,476	同 上	同 上
大 短 大 高 中	2	40.8	357,536	9,000	348,536		
学 卒 卒 卒	15	46.4	428,531	36,226	392,304	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有す る者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職	行政職4級
学 卒 卒 卒	-	-	-	-	-		
事 務 係 長	383	41.9	389,757	39,416	350,341	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有す る者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職	行政職4級
大 短 大 高 中	214	40.5	392,343	32,933	359,409		
学 卒 卒 卒	48	42.4	379,594	48,899	330,695	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	119	44.0	388,996	46,844	342,152		
大 短 大 高 中	2	58.5	457,474	19,700	437,774	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	290	42.5	428,289	50,591	377,698		
技 術 係 長	164	41.5	439,033	48,337	390,696	同 上	同 上
大 短 大 高 中	34	41.6	440,166	37,876	402,289		
学 卒 卒 卒	77	42.5	403,625	59,124	344,501	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	15	54.3	419,269	58,283	360,986		
事 務 主 任	308	39.2	327,257	29,674	297,583	同 上	行政職3級(一部は 4級)
大 短 大 高 中	167	38.1	333,938	31,199	302,738		
学 卒 卒 卒	64	38.5	310,745	29,458	281,287	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	73	42.2	325,458	25,521	299,937		
大 短 大 高 中	4	46.5	339,518	42,514	297,004	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	193	38.2	348,960	23,022	325,939		
技 術 主 任	98	36.3	343,362	31,113	312,248	同 上	同 上
大 短 大 高 中	18	36.2	331,098	22,053	309,045		
学 卒 卒 卒	76	40.5	358,003	14,453	343,550	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	1	x	x	x	x		
事 務 係 員	2,027	36.0	304,497	28,755	275,742	同 上	行政職2級
大 短 大 高 中	1,083	34.5	324,128	31,249	292,878		
学 卒 卒 卒	350	36.5	278,267	27,311	250,956	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	588	38.4	282,262	24,772	257,490		
大 短 大 高 中	6	53.5	344,005	38,657	305,348	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	1,086	33.6	317,790	40,099	277,690		
技 術 係 員	557	31.8	317,975	33,834	284,141	同 上	同 上
大 短 大 高 中	168	33.6	330,545	38,015	292,529		
学 卒 卒 卒	354	35.6	310,115	48,724	261,392	同 上	同 上
学 卒 卒 卒	7	46.9	363,105	72,393	290,712		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
支店(支社)長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級、8級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学校卒	-	-	-	-	-		
工場長	1	x	x	x	x	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	x	x	x	x		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	24	51.2	492,175	1,239	490,936	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の 長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	13	51.9	501,135	0	501,135		
短大卒	1	x	x	x	x		
高校卒	10	50.6	483,852	3,035	480,817		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	14	49.6	535,703	13,631	522,073	同上	同上
大学卒	7	47.8	518,119	16,194	501,925		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	7	51.3	552,572	11,172	541,400		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	2	54.0	489,930	0	489,930	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職	同上
大学卒	1	x	x	x	x		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	x	x	x	x		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	5	44.6	431,127	18,346	412,781	同上	同上
大学卒	2	46.5	397,635	9,470	388,165		
短大卒	1	x	x	x	x		
高校卒	2	49.0	485,100	0	485,100		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	21	44.5	406,604	26,212	380,392	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行政職6級
大学卒	7	45.4	403,219	17,367	385,852		
短大卒	11	44.5	398,913	25,941	372,972		
高校卒	3	42.6	436,571	44,416	392,155		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長	32	46.3	445,212	6,472	438,740	同上	同上
大学卒	12	47.3	472,136	2,785	469,352		
短大卒	6	45.5	404,745	0	404,745		
高校卒	14	46.0	442,587	12,398	430,188		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	1	x	x	x	x	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職	行政職5級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	x	x	x	x		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	7	45.7	407,219	6,934	400,285	同上	同上
大学卒	2	45.8	441,313	14,205	427,108		
短大卒	1	x	x	x	x		
高校卒	4	47.3	394,345	3,427	390,917		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務係長	61	44.2	351,321	19,102	332,219	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有す る者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職	行政職4級
大学卒	36	43.9	348,978	11,686	337,291		
短大卒	5	48.0	316,547	25,166	291,381		
高校卒	18	44.0	359,253	29,023	330,229		
中学校卒	2	43.5	404,852	46,603	358,249		
技術係長	36	43.2	390,412	60,698	329,714	同上	同上
大学卒	16	42.9	396,265	46,558	349,707		
短大卒	8	42.1	359,709	59,299	300,410		
高校卒	10	41.7	410,667	83,714	326,954		
中学校卒	2	55.5	372,442	65,852	306,590		
事務主任	73	40.6	317,016	32,333	284,683	行政職3級(一部は 4級)	
大学卒	41	38.7	310,266	29,351	280,915		
短大卒	14	40.9	306,046	39,474	266,572		
高校卒	18	44.5	341,063	33,610	307,453		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術主任	85	38.8	336,157	38,105	298,053	同上	同上
大学卒	38	38.5	342,688	38,948	303,741		
短大卒	18	40.9	357,171	44,918	312,253		
高校卒	26	37.4	312,143	30,497	281,646		
中学校卒	3	41.7	330,771	49,258	281,513		
事務係員	368	35.1	257,260	13,157	244,102	行政職2級	
大学卒	134	32.9	270,711	10,612	260,098		
短大卒	75	34.8	225,801	8,288	217,513		
高校卒	155	37.1	259,526	17,762	241,764		
中学校卒	4	35.9	283,043	9,457	273,586		
技術係員	197	34.6	269,070	41,180	227,890	同上	同上
大学卒	60	34.6	280,458	29,291	251,167		
短大卒	51	34.4	260,942	46,102	214,840		
高校卒	80	34.5	266,309	44,642	221,667		
中学校卒	6	38.6	276,428	55,450	220,978		

その2 公民給与比較の対象外職種
規 模 計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給 与 月 額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	1	x	x	x	x	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	2	56.6	470,553	124,993	345,560	
	守 衛	6	53.3	311,642	17,397	294,245	
	用 務 員	8	49.7	335,007	22,196	312,811	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	22	53.4	825,977	0	825,977	
	一 等 航 海 士 ・ 一 等 機 関 士	14	41.3	513,096	0	513,096	
	二 等 航 海 士 ・ 二 等 機 関 士	14	36.1	458,955	0	458,955	
	三 等 航 海 士 ・ 三 等 機 関 士	2	23.0	509,897	0	509,897	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 ・ 操 機 長 甲 板 手 ・ 操 機 手 甲 板 員 ・ 機 関 員	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	30	61.1	853,494	4,599	848,895	
	大 学 学 准 教 授	180	55.2	711,562	6,107	705,454	
	大 学 学 准 教 授	122	45.2	577,705	5,354	572,350	
	大 学 学 講 師	98	42.2	523,535	794	522,741	
	大 学 学 助 教	65	37.5	513,226	0	513,226	
	大 学 学 助 教	22	32.1	348,022	0	348,022	
	高 等 学 校 校 長	3	59.9	686,863	0	686,863	
	高 等 学 校 校 頭 高 等 学 校 教 諭	7 109	59.5 47.6	709,557 561,730	0 1,599	709,557 560,131	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	53.2	607,579	0	607,579	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、 上記研究所（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 部 （ 課 ） 長	59	45.8	630,310	8,165	622,145	
	研 究 室 （ 係 ） 長	44	46.7	574,065	4,492	569,573	
	主 任 研 究 員	102	39.9	473,625	36,551	437,074	
	研 究 員 研 究 補 助 員	175 45	30.6 37.8	320,205 311,653	23,790 18,046	296,415 293,607	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	5	57.4	1,650,830	58,834	1,591,996	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	5	53.0	1,581,483	53,411	1,528,072	
	医 科 長	5	52.2	1,392,956	20,070	1,372,886	
	医 師	27	50.2	1,170,227	58,417	1,111,810	部下に薬剤師2人以上
	歯 科 医 師	2	31.5	590,000	0	590,000	
	薬 局 長	11	44.6	464,316	14,433	449,883	
	薬 師	93	37.1	358,608	27,492	331,117	
	診 療 放 射 線 技 師	82	41.8	402,000	25,395	376,605	
	臨 床 検 査 技 師	95	41.5	359,327	23,921	335,406	
	栄 養 学 士	41	36.0	290,111	13,183	276,928	
	理 学 療 法 士	122	30.5	308,443	28,190	280,253	
	作 業 療 法 士	100	30.3	293,388	19,898	273,490	
	総 看 護 師 長	9	51.4	531,966	431	531,536	
看 護 師	145	46.9	436,543	28,579	407,963	部下に看護師又は准看護師5人以上	
准 看 護 師	469	35.7	342,749	33,529	309,220		
准 看 護 師	229	45.5	318,621	47,435	271,185		

第 16 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴 企業規模		項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				計	38.1	(8.1)	
大 学 卒	500人以上	45.0	(4.4)	(95.6)	(0)	55.0	
	100人以上500人未満	35.8	(12.2)	(87.8)	(0)	64.2	
	50人以上100人未満	24.4	(9.7)	(90.3)	(0)	75.6	
高 校 卒	計	25.3	(5.6)	(94.4)	(0)	74.7	
	500人以上	28.5	(1.8)	(98.2)	(0)	71.5	
	100人以上500人未満	21.9	(9.1)	(90.9)	(0)	78.1	
	50人以上100人未満	25.9	(9.1)	(90.9)	(0)	74.1	

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした場合である。

第 17 表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階 企業規模		項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 制度なし		
				自動昇給	査定昇給	昇格昇給
係 員	計	87.7	39.2	68.5	39.9	12.3
	500人以上	84.0	40.5	70.3	50.1	16.0
	100人以上500人未満	92.5	41.5	65.7	32.1	7.5
	50人以上100人未満	84.2	27.2	71.9	32.5	15.8
課 長 級	計	73.7	28.6	56.4	26.5	26.3
	500人以上	61.2	21.5	51.6	28.0	38.8
	100人以上500人未満	83.8	35.1	56.9	25.1	16.2
	50人以上100人未満	78.9	28.9	69.2	26.3	21.1

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 18 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額	(参考) 県職員 の支給状況
配 偶 者	13,210 円	13,000 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,715 円	19,500 円
配 偶 者 と 子 2 人	25,886 円	26,000 円

(注) 支給月額、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。
なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
支	給	51.2%
	借家・借間居住者に支給	49.6%
	自宅居住者に支給	38.5%
非	支 給	48.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層		29,000円以上 30,000円未満

(備考) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は28,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	計	56.3	43.7	48.6	51.4	46.6	53.4
	500人以上	57.8	42.2	42.6	57.4	40.1	59.9
	100人以上500人未満	58.4	41.6	55.7	44.3	54.1	45.9
	50人以上100人未満	44.3	55.7	43.2	56.8	42.2	57.8

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	15.3	15.3	21.0	21.0
30%	30.0	45.2	27.9	49.0
29%	0	45.2	0	49.0
28%	1.4	46.6	1.3	50.3
27%	0	46.6	0	50.3
26%	1.4	47.9	1.3	51.6
25%	52.1	100.0	48.4	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第22表 民間における交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	91.5
非支給	8.5

(単位：%)

支給形態		事業所割合	
運賃相当額制	全額支給制	19.1	73.4
	制限支給制		26.6
距離段階別定額制		70.1	
一律定額制		1.0	
その他の他		9.8	

(注) 支給形態別の事業所割合は、交通用具使用者に対する通勤手当を支給する事業所を100とし、全額支給制及び制限支給制の割合は、運賃相当額制の事業所を100とした割合である。

第3 生計費関係資料

平成23年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」（総務省）等の大分類項目に対応する。

食 料 費	…………	食 料
住 居 関 係 費	…………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服・履 物 費	…………	被服及び履物
雑 費 I	…………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II	…………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（神戸市・勤労者世帯）における平成23年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成23年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成22年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表

神戸市における費目別・世帯人員別
標準生計費（平成23年4月）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	26,330	34,120	45,400	56,680	67,950
住居関係費	44,570	49,190	44,130	39,070	34,020
被服・履物費	4,860	6,590	8,820	11,060	13,290
雑 費 I	19,420	32,590	45,780	58,970	72,160
雑 費 II	8,540	25,900	28,340	30,760	33,190
合 計	103,720	148,390	172,470	196,540	220,610

<参考>

費目別・世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
	食 料 費	0.467	0.622	0.776
住居関係費	1.058	0.949	0.840	0.731
被服・履物費	0.398	0.533	0.668	0.803
雑 費 I	0.333	0.468	0.603	0.737
雑 費 II	0.421	0.460	0.500	0.539

第4 労働経済関係資料

第24表

民間給与等の推移

項 年 目 月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所 定 内 給				
	全 国		兵 庫 県		全 国		一 般 労 働 者	兵 庫 県	
	(調査産業計)		(調査産業計)		(調査産業計)		(調査産業計)	(調査産業計)	
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
21 年 度	288.8	△ 1.6	269.4	△ 3.8	266.8	△ 1.1	△ 0.5	245.7	△ 3.6
22 年 度	291.4	0.9	270.7	0.5	267.4	0.2	0.3	245.5	△ 0.1
22年4月	294.9	1.4	271.6	△ 0.2	270.3	0.3	0.5	247.0	△ 0.9
5月	289.2	1.1	269.2	0.4	265.8	0.1	0.4	245.2	△ 0.2
6月	291.8	1.3	271.5	0.6	268.4	0.2	0.3	246.9	△ 1.0
7月	291.1	1.1	271.1	0.4	267.3	0.0	0.1	246.0	△ 0.3
8月	290.5	1.0	270.5	0.6	266.8	0.2	0.4	245.7	△ 0.1
9月	291.1	1.0	272.1	0.5	267.5	0.3	0.4	247.5	0.1
10月	292.3	0.9	271.6	1.2	268.1	0.5	0.5	245.4	0.7
11月	291.9	0.8	272.2	0.6	267.2	0.3	0.5	245.9	0.1
12月	292.6	1.0	271.4	0.7	267.8	0.5	0.4	244.7	0.3
23年1月	289.7	0.6	267.2	0.1	265.9	0.4	0.4	242.9	△ 0.2
2月	290.9	0.6	267.7	0.0	266.6	0.3	0.3	242.5	△ 0.1
3月	291.2	△ 0.3	272.8	1.2	266.9	△ 0.4	△ 0.2	246.6	0.6
4月	293.1	△ 0.6	272.1	0.2	269.2	△ 0.3	△ 0.2	246.6	△ 0.1
5月	288.6	△ 0.2	269.0	0.0	265.9	0.1	0.1	244.6	△ 0.2
6月	292.5	0.2	270.1	△ 0.5	269.3	0.4	0.3	244.5	△ 1.0
7月	291.9	0.2	270.0	△ 0.4	268.2	0.4	0.5	244.4	△ 0.6

資料出所：厚生労働省 毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）

兵庫県企画県民部政策室統計課 毎月勤労統計調査地方調査（事業所規模30人以上）

- (注) 1 兵庫県における前年度比の値については、各年4月から翌年3月までの値を基に算出している。
 2 前年度比・前年同月比の値については、平成17年平均=100とした指数を基礎としている。ただし、③の兵庫県については、指数化されていないため、実数を基に人事委員会で計算した。
 3 ②の兵庫県一般労働者の前年度比については、統計データを基に人事委員会で加工作成している。

与 県	③ 所 定 外 給 与 (調査産業計)				④ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)		
	全 国		兵 庫 県		全 国	兵 庫 県	全 国	兵 庫 県	
	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	
一般労働者	△ 3.3	22.0	△ 7.6	23.7	△ 5.7	148.1	143.2	11.2	11.9
	△ 0.9	24.0	9.1	25.2	8.7	149.5	146.6	12.0	13.1
	△ 1.6	24.6	16.0	24.7	6.5	156.4	152.5	12.6	13.1
	△ 0.5	23.4	14.1	24.0	6.8	143.1	140.0	11.7	12.8
	△ 2.0	23.4	15.9	24.6	21.0	154.8	151.6	11.7	12.8
	△ 1.1	23.9	14.0	25.1	6.5	154.8	151.4	12.0	13.2
	△ 0.8	23.7	12.1	24.8	6.8	147.6	142.6	11.7	12.7
	△ 1.2	23.6	10.4	24.6	21.0	150.5	148.8	11.9	13.1
	△ 0.5	24.1	7.2	26.2	7.7	150.0	147.6	12.2	13.5
	△ 0.6	24.7	7.2	26.3	7.3	152.3	148.9	12.5	13.4
	△ 1.1	24.8	6.1	26.6	4.5	150.0	147.5	12.5	13.7
	△ 1.0	23.8	3.3	24.4	6.8	140.5	136.8	11.7	12.3
	△ 0.4	24.2	4.2	25.1	4.8	145.6	142.7	12.0	12.9
	△ 0.2	24.3	1.5	26.1	4.0	149.5	148.7	12.1	13.8
	0.4	23.9	△ 2.7	25.5	3.4	152.1	151.8	11.8	13.7
	0.4	22.7	△ 3.0	24.4	1.0	142.2	140.3	11.2	12.8
	△ 0.3	23.1	△ 1.3	25.6	7.4	155.1	152.9	11.5	13.2
	△ 0.1	23.7	△ 0.8	25.6	3.4	152.5	149.5	11.9	13.3

第25表 鋳工業生産指数等の推移

年 目 月	① 鋳工業生産指数	② 常用雇用指数	③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率	⑤ 消費 (二人以上)	
	兵庫県	全国 (調査産業計)	全国	兵庫県	全国 (季節調整値)	全国	
	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
21年度	△ 10.6	△ 0.8	0.45	0.44	5.2	292.1	△ 0.8
22年度	11.5	△ 0.2	0.56	0.53	5.0	287.6	△ 1.5
22年4月	18.0	△ 0.8	0.48	0.46	5.1	300.0	△ 2.1
5月	19.5	△ 0.4	0.50	0.48	5.1	280.7	△ 1.7
6月	18.9	△ 0.5	0.52	0.49	5.2	276.5	△ 0.3
7月	14.3	△ 0.2	0.53	0.50	5.1	285.3	0.1
8月	18.5	△ 0.2	0.54	0.51	5.0	293.4	0.8
9月	14.1	△ 0.1	0.55	0.53	5.0	275.4	△ 0.6
10月	7.7	△ 0.1	0.56	0.53	5.1	287.4	△ 0.1
11月	6.8	0.0	0.57	0.54	5.1	284.2	△ 0.2
12月	7.0	△ 0.1	0.58	0.54	4.9	327.0	△ 3.2
23年1月	3.7	0.2	0.61	0.57	4.9	289.2	△ 0.9
2月	9.1	0.1	0.62	0.59	4.6	260.8	△ 0.1
3月	5.3	0.3	0.63	0.59	4.6	291.9	△ 8.8
4月	1.7	0.0	0.61	0.58	4.7	292.6	△ 2.5
5月	7.7	△ 0.1	0.61	0.57	4.5	276.2	△ 1.6
6月	4.7	0.0	0.63	0.58	4.6	265.8	△ 3.9
7月	2.3	0.0	0.64	0.59	4.7	280.0	△ 1.8

資料出所：①兵庫県企画県民部統計課 ②厚生労働省 毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）③厚生労働省 ④総務省統計局 労働力調査
 ⑤総務省統計局 家計調査 ⑥総務省統計局 小売物価統計調査 ⑦日本銀行

- (注) 1 ①、②、⑦については平成17年平均=100とした指数を基礎としている。
 ⑥については平成22年平均=100とした指数を基礎としている（但し、平成22年12月以前は平成17年平均=100）としている。
 2 ①の兵庫県における前年度比の値については、各年4月から翌年3月までの値を基に算出している。
 3 東日本大震災の影響により、以下の通り特別の対応が行われている。
 (1) ④は、平成22年度の欄及び平成23年3月以降の欄については、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果となっている。
 (2) ⑤は、平成23年3月以降の欄については、調査票を回収できなかった地域について、東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補充することにより推計されている。

支 出 の 世 帯)		⑥ 消 費 者 物 価 指 数 (総 合)			⑦ 国 内 企 業 物 価 指 数
		全 国	人 口 5 万 以 上 の 市 都	神 戸 市	全 国
(千 円)	前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)
人口5万以上の都市					
295.2	△ 0.5	△ 1.7	△ 1.6	△ 1.5	△ 5.2
289.2	△ 2.0	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.1	0.7
306.4	△ 0.8	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.2
283.5	△ 2.2	△ 0.9	△ 1.1	△ 0.8	0.4
279.0	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.5	0.4
291.2	1.1	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.2
295.2	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.3	0.0
277.1	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.6	0.1	△ 0.2
287.1	△ 1.9	0.2	0.2	1.1	0.9
284.9	△ 1.0	0.1	0.2	1.1	0.9
324.5	△ 4.6	0.0	0.0	0.7	1.2
288.5	△ 2.7	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.2	1.5
260.7	△ 1.7	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.2	1.7
292.6	△ 8.6	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.2	2.0
293.7	△ 4.1	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.6	2.5
277.0	△ 2.3	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	2.1
269.1	△ 3.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	2.5
282.2	△ 3.1	0.2	0.2	0.1	2.9